

～新・ふるさとづくり宣言～

標津町ふるさと新生プラン

萌える海と大地・さわやか交流郷

小さくてもキラリと光るまち 標津町



平成 18 年 7 月

北海道 標 津 町
Hokkaido Shibetsu Town

目 次

はじめに	5
第1章 「ふるさと新生」に向けて.....	6
1 標津町の目指す姿（イメージ） ～ 信頼のトライアングル.....	6
2 ふるさと新生プラン策定の主旨	7
3 計画期間.....	7
4 方針の位置付けと進行管理.....	7
5 最近の地方分権の動きと標津町の行動.....	8
6 標津町の目指す姿.....	9
第2章 ふるさと新生に向けた行動方針.....	10
1 協働による町民力と行政力の融合.....	10
2 地域活性化の推進.....	11
3-1 住民福祉の向上と生活基盤整備の推進	12
3-2 生活の環境対策ネットワーク活動（イメージ）	13
4 地域の特色を活かし、自立した生き方を支える教育の推進	14
5 行財政改革の推進と職員の意識改革	15
6 広域行政の推進	16
・ 他団体の広域連携事務等（参考）	16
・ 既存の広域連携事務等	17
第3章 町民が行える協働の方針	18
第4章 ふるさと新生のための戦略事業.....	21
1 産業・経済.....	21
(1) 農業と水産業の品質向上と生産活動の安定化による生産力のアップ	21
① 資源循環酪農を基本とする生産体制の確立	21
② 地域ハサップを基軸とした水産業対策	22
③ 豊かな森づくり	22
(2) 「交流・健康・保養」をテーマに、地域の資源と魅力を最大限活用して生み出す集 客力と経済力の高まりと雇用創出対策	23

① 体験型観光（健康・本物）の推進による目的型観光地への転換及び交流人口の増加対策	23
② 標津サーモンパークの誘客機能の強化による地域観光経済の発展対策	24
しべつ・海の公園バンガローサイト	24
③ しべつ・海の公園（標津漁港海岸環境整備事業）により、中心市街地と連携した地域経済の発展対策	24
④ 地場製品のブランド化及び消費の拡大による地域経済の活性化対策	25
⑤ 魅力ある宅地造成による人口増加対策	25
2 生活・福祉	26
（1） 町民生活の格差・障害を除き（バリアフリー）、暮らしに密着した質の高い行政サービス事業の展開	26
① 日々の暮らしが快適な生活環境対策	26
② ゆとりある暮らしの実現にむけた対策	27
③ 安心な暮らしに役立つ健康保養の実践と救命救急対策	27
④ 除排雪システムの構築による明るい快適な冬の暮らし支援	27
⑤ 高齢者と障がい者が安心して生き生きと暮らせるための対策	28
3 教育	29
（1） 地域の特色を活かし、自立した生き方を支える教育の推進	29
① 子供の夢がかなう学びの環境整備	29
② 愉しく学び続ける生涯学習	30
③ スポーツで健康と明るい町づくり	30
4 行政・財政	31
（1） 行財政改革の推進	31
① 行政組織と職員	31
・ 職員数の推移	32
② 財政力の向上	33
・ 財政力指数	33
・ 決算でわかった「うれしいこと」や「かなしいこと」・・・	34
・ 標津町の主な財政指標	35
・ 財政推計	36
第5章 行政サービスの見直し	37
▶ 基本的な考え方	37
▶ 町民、地域、行政の役割分担のあり方	37
1 町民・地域等が行うことができるもの	38
2 民間（団体）へ委託・移行するもの	40

3 縮小するもの	41
4 拡充・推進するもの	42
5 町民負担の見直しを検討するもの	45
6 サービスのあり方を見直すもの	46
7 民の主体的な運営に移行するもの	47
8 行政内部に関するもの	47
第6章 町の将来像	48
1 将来の町の姿	48
資 料	49
1 人口及び産業の推移と動向	50
(1) 人口の動向	50
(2) 世帯数の動向	50
表1 人口の推移（国勢調査）	51
表2 産業別人口の動向（国勢調査）	52
表3 世帯数の推移（国勢調査）	53
表4 人口の推移（住民基本台帳）	54
表5 人口ピラミッド	54
表6 合計特殊出生率の推移	55
表7 高齢化率の推移	56
表8 自然増加数の推移	57
表9 人口推計	58
表10 財政力の推移と試算	59
表11 農家戸数と農用地面積	60
表12 乳牛農家と乳牛頭数	60
表13 酪農生産高の推移	61
表14 漁業生産高の推移	62
表15 森林面積の推移	63
表16 商業の動向	63
表17 観光客の入込み数	64

表 18 保育園及び幼稚園園児数	65
表 19 建築工事の状況	66
表 20 工業事業所と製品出荷額	67
表 21 家庭ごみ種類別排出量の推移	68
表 22 全国、全道の合併の状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）	69
表 23 公の施設一覧	70

はじめに

地方自治は今、「海図なき航海」に例えられるほど、不透明で難しく、厳しい局面に立たされております。

逼迫する財政事情の中で、全国の市町村は合併か自立かの二者択一の岐路に立たされ、平成 12 年 4 月からスタートした「合併特例法」によって、平成 18 年 3 月末の期限までに全国ではこれまでに当初 3,232 の市町村が 43.7% 減少（△1,411）して 1,821 に再編されました。道内でも、212 市町村が 15.1% の減少（△32）によって 180 に再編され、平成の大合併の第 1 幕が閉じました。

そして平成 18 年 4 月、新合併特例法のもとで平成 22 年 3 月までの 4 年間を期限とした、第 2 幕が開けられました。

このような中であって、標津町は、平成 16 年 6 月 13 日の住民投票で、当面合併をせず「自立する」を選択いたしました。

この究極の民意を受けて、標津町はこれからも「持続可能な自治の歩み」を確実にしていかなければなりません。

このために、「標津町ふるさと新生プラン」は、地方分権型社会の到来にあたって始まった新しい地方自治の枠組みを否応なしに受け入れながら、真に役立つ行政サービスの徹底により、**「満足はできないが、納得できる標津町での暮らし」**を実現するために、町民及び町内会や各団体・企業などの地域、そして町行政の行動指針として策定されたものです。

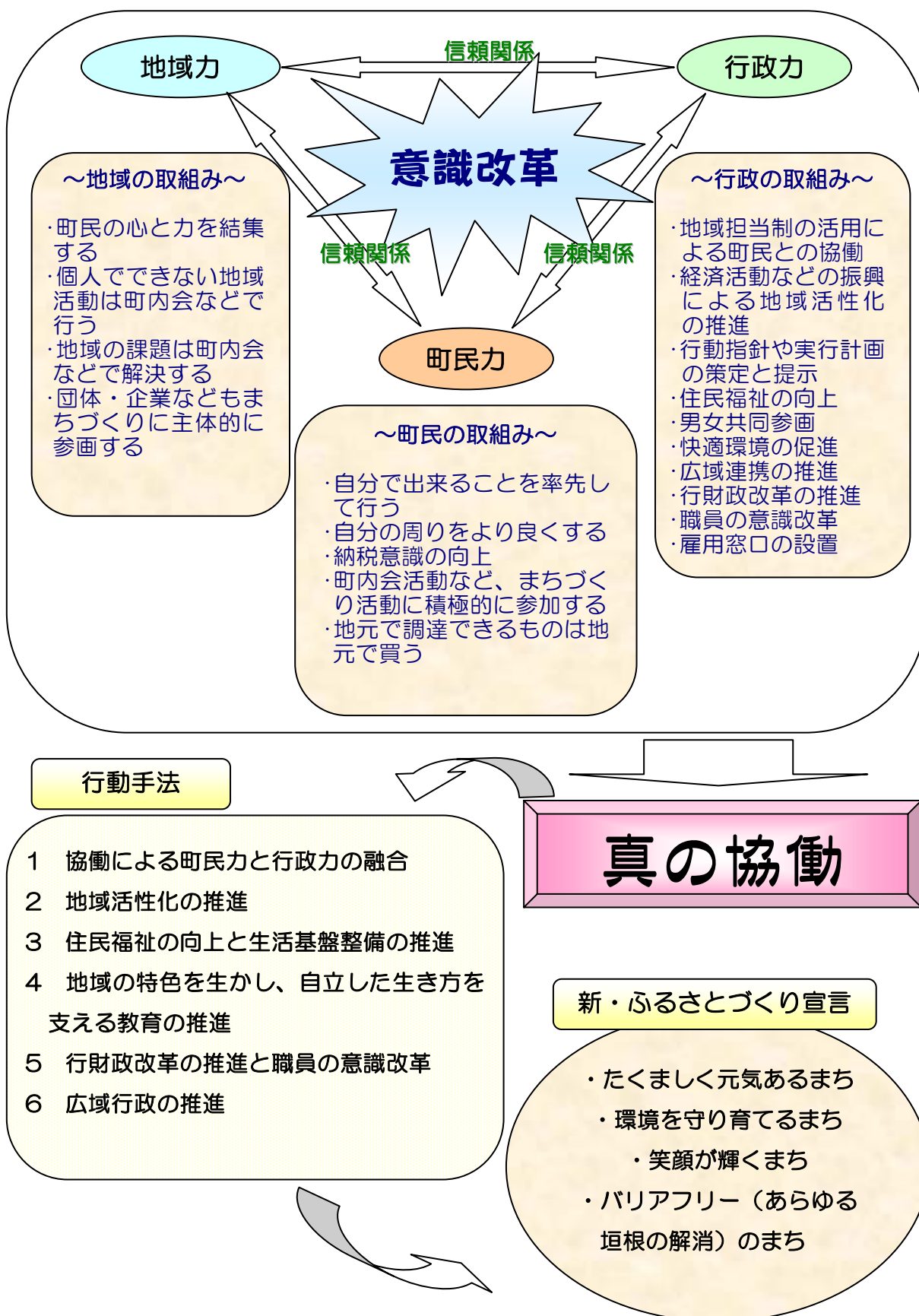


平成 18 年 7 月

標津町長 金 澤 瑛

第1章 「ふるさと新生」に向けて

1 標津町の目指す姿（イメージ） ～ 信頼のトライアングル



第 1 章 「ふるさと新生」に向けて

2 ふるさと新生プラン策定の主旨

新しい目標に向かったまちづくりのために、町民、地域（町内会・団体・企業等）、行政がそれぞれの役割と責任を認識し、行政と町民が協働して取り組むふるさと新生に向けた行動指針として、標津町ふるさと新生プランを策定します。



用語解説

「協働」とは、町民と行政が目標を共有し、ともに力を合わせて活動することによって、地域の課題を解決していくという考え方を言います。

3 計画期間 平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とします。

4 方針の位置付けと進行管理

ふるさと新生プランは、5 年間の町民と行政の行動目標として「あれも、これも」の総合計画とは異なり、あくまでも「ふるさと標津町」が基礎自治体として持続的な歩みを行うための、行政サービスや住民活動の改革及び住民負担や行政職員などの痛みと見直し、並びに工夫によって拡充や推進する事柄など、象徴的な活動や事業を行動指針として提示するものです。

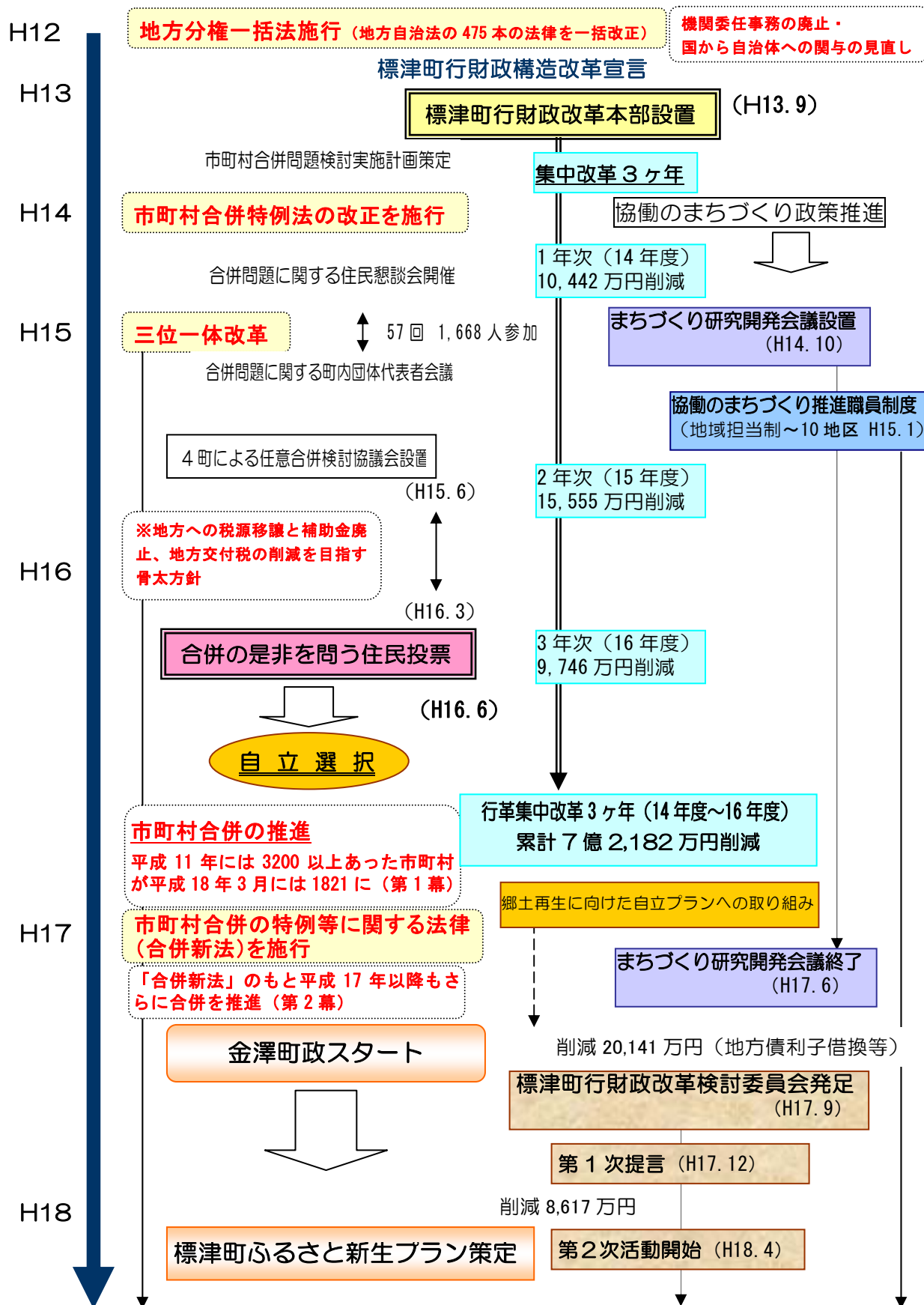
このため、提示された各項目は 5 年間の中で町民の皆様との協働の中で、完全実施・実現を目指して参ります。ただし、中には 5 年後以降の将来に実行される項目も入っていますが、この場合でも当プラン期間中に実現プログラムを示していきたいと考え、提示いたしました。

なお、当町は、地方分権一括法の施行を受けて平成 13 年 9 月にいち早く行革本部を設置し、職員人件費や行政事務経費の削減を中心として多くの改革が実施に移されております。このため、これらの項目は当プランの中には原則盛り込んでいませんが、より強い拡充した実施を行うこととして再提示している項目が一部あります。

また、当プランは毎年の進行管理のもとで、都度、提言いただいたり発生したりした新しい事柄については柔軟に組み入れる工夫をして、時代を捉えたより良い形に進化させる努力をして参ります。

第1章 「ふるさと新生」に向けて

5 最近の地方分権の動きと標津町の行動



第 1 章 「ふるさと新生」に向けて

6 標津町の目指す姿



標津町は、緑豊かに広がる根釧大地、雄大に連なる知床の山々、悠久の流れをたたえる標津川、波濤輝く根室海峡など、美しく豊かな自然に恵まれています。遠く先人たちは、この大自然と共に生き、不屈の開拓魂によって、今日の標津町の礎を築いてきました。



わたしたちは、先人から受け継がれてきたこの雄大な自然と、郷土の歴史・文化の香りを大切にして後世へと伝えていかなければなりません。

地方分権や市町村合併の流れの中で、小さな町は厳しい環境に置かれています。



しかし、だからこそこの流れの如何にかかわらず、もう一度我が町・標津町を見つめ直し、愛郷心と誇りをもって、地域が地域として自立していくために町民の心と力を結集し、まちづくりを進めていく必要があります。



この実現に向けて、町は行財政改革に積極的に取り組み、簡素で効率的な行政運営と安定的な財政運営を図り、町民自身も住みやすいまちをつくるために、町民が持っている知識・技術・能力を生かし、ふれあいある地域活動をとおして、自分たちでできること、地域でできること、そして行政が担うべきことを分担協力し、それぞれが支え合う「町民の心と力を合わせた協働のまちづくり」を進めます。

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

1 協働による町民力と行政力の融合



～ともに考え、汗するまちづくりの推進～

自治の再生には、町民一人ひとりが、自分のため地域のためにできる役割を認識して、自らが積極的に課題解決に当たっていく姿勢が求められます。

ふるさと新生のために、町民と行政がともに考え、汗するまちづくりの推進に取り組んでいきます。

- ◆ 質の高い生活環境、産業環境、自然環境を守り続けます。
- ◆ 森、川、海的环境や活動のルールを指導するボランティアの体制づくりを進めます。
- ◆ 地域担当制の活用による「よろず相談窓口」の開設等、行政と町民との対話交流を推進し、町民・地域が納得のできる行政運営を進めます。
- ◆ 冬の暮らしを明るくするために、苦痛である除排雪を機械力や人的資源を持つ町民や企業・団体との協働により、楽雪となる方向を構築するべく研究・検討を精力的に進め、システムの早期確立を目指します。
- ◆ 標津建設業協会などの協力を得て、自然災害ボランティアの体制を確立します。
- ◆ 「ふるさと新生基金」を創設し、標津町新生へ向けた寄付を町内外に広く募り（鮭の町しべつ環境保護など）都市住民などのパートナーとも連携したまちづくりを進めます。
- ◆ 移住定住の窓口を役場内に設置するほか、世話役となる町民の相談員制度を設けて、新たな人材の流入による人口増加と地域活動の活発化を図ります。
- ◆ 農業、漁業、商工業やその他の職域団体などの若年層による異業種交流を推進して、若者の視点によるまちづくり活動を起こします。
- ◆ 産業クラスター（異業種の組み合わせ）研究会を組織して、事業の創出を進めます。
- ◆ 町出身者や縁のある人など、町外の方とのパートナーシップシステムの構築を図ります。
- ◆ 町民まつり水・キラリの開催内容等の検討を進め、より良い形の構築を目指します。

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

2 地域活性化の推進



～暮らしに元気の出る経済活動等の振興～

基幹産業である酪農、漁業の安定経営、振興発展が不可欠であり、本町の特性を活かした環境と調和したたくましい産業づくり、恵まれた自然環境を創造する森づくり、これと連動した商工業・観光の振興に積極的に取り組んでいきます。

- ◆ 農業と水産業の品質向上と生産活動の安定化による生産力のアップを目指します。 参考：酪農、漁業生産高 P61～P62
- ◆ 水産加工業において、通年の操業体制が図れるよう原料・基盤施設・物づくりと販路の充実に努めます。
- ◆ 地域資源を有効活用した企業誘致により、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。
- ◆ 定住・移住団地を整備して人口の増加を図ります。 参考：人口関係資料 P50～P58
- ◆ 「交流、健康、保養」をテーマに、地域の資源と魅力を最大限活用した観光産業の質的アップを図り、集客力と経済力を高めます。
- ◆ 地元経済基盤を作り上げる公共事業等の平準化執行を図ります。
- ◆ 地産地消を促進するため、愛町購買運動を推進します。 参考：商業の動向 P63
- ◆ 空店舗を利用したチャレンジショップなどの試験事業により、海の公園や交流人口を活用した商店街再生を進めます。
- ◆ 商業活動と連携した、高齢者などへのボランティア提供システムの構築を図ります。

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

3-1 住民福祉の向上と生活基盤整備の推進



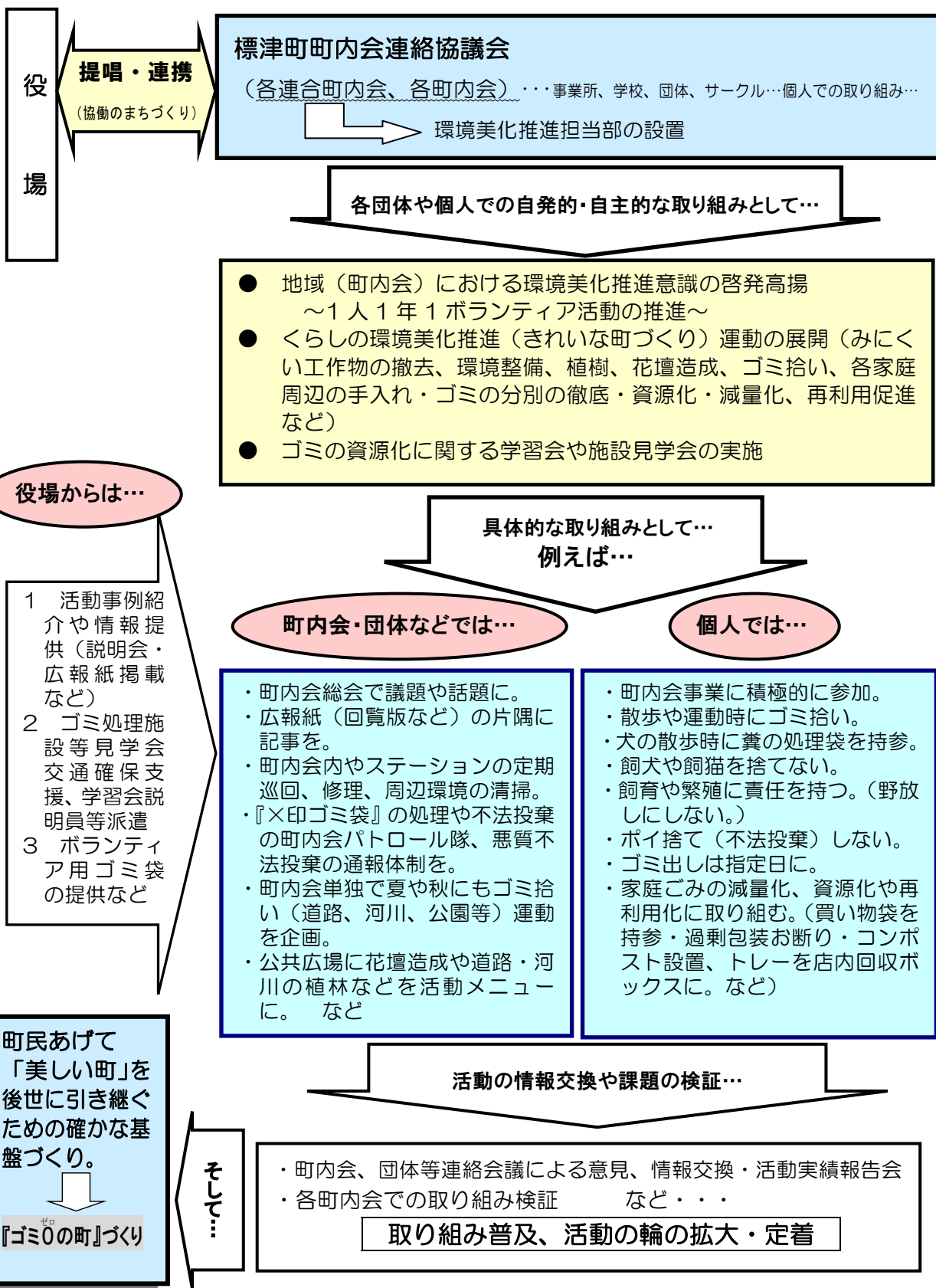
～豊かさを実感できる暮らしづくり～

少子高齢化対策や生活インフラの整備を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- ◆ 快適な生活環境を創出するため、町内全域の生活排水処理施設（下水道・合併浄化槽）整備の着手を検討します。
- ◆ 各地区へ自動体外式除細動器（AED）を導入し、地域のマンパワーで町民の生命を守り、安心して暮らせる環境を整備します。
- ◆ 役場内に、雇用の斡旋窓口を開設し多種多様な求人情報を提供できる体制整備を図ります。
- ◆ 幼保連携した「こども園」開設を検討し、家庭や地域における子育てを支援します。 参考：保育園及び幼稚園園児数 P65
- ◆ 生活の環境対策ネットワーク活動（イメージ図次頁）を推進し、町民あげて「美しい町」を後世に引き継ぐために公共広場への「花いっぱい運動」や「ゴミ^{ゼロ}の町」づくりを進めます。 参考：家庭ごみ種類別排出量の推移 P68
- ◆ コンビニエンスストアなどで公共料金の取扱いを行うなど、町民が納めやすくなる公共料金の収納体制を整備します。
- ◆ 高齢者の知識・経験を活かし、生きがいをもって暮らせる社会参加型のまちづくりを進めます。
- ◆ 個人が、在宅で乳幼児を預かる「保育ママ」登録制度の整備により、「子どもがいても働ける」環境を創ります。
- ◆ 地域の特殊性を発揮した交通体系の改革を目指します。
- ◆ 公共施設の多目的利用を進めて、町民の利便性を促進します。 参考：公の施設一覧 P70～P72
- ◆ 障がい者（身体、知的、精神）が住み慣れたこの町で暮らし、自立するための相談窓口を設置し、生活訓練や就労を支援する体制の整備を図ります。

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

3-2 生活の環境対策ネットワーク活動（イメージ）



第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

4 地域の特徴を活かし、自立した生き方を支える教育の推進

～心豊かに創造的に生きる力を育む～

ふるさと体験塾（山菜採り）



家庭・学校・地域が相互に連携する中で、ふるさとと共に育ち、ふるさとに学ぶ教育を推進し、次世代を担う子どもたちの夢がかなう開かれた学校づくりや特色ある学校づくり、教職員の資質、能力向上などを通して「魅力ある学校づくり」を目指すとともに、愉しく学び続ける生涯学習を推進します。

- ◆ 家庭、学校、地域が連携して「ふる里に育ち、ふる里に学び、心に響くふる里教育」を推進するため、「標津ふるさと体験塾」・「標津町4Hクラブ」の支援や「地域子ども教室」・「地域への出前講座」の実施により、地域教育力の向上を図ります。
- ◆ 子どもたちの「基礎学力」の向上、学ぶ力、個性と特性を伸ばすために、教育活動の連続性など学校間の接続、連携を図る「保幼小中高校の一貫教育」を推進します。
- ◆ 子どもの体力向上と地域の連携を図るため、総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。
- ◆ 標津高校の存置に向けた取り組みを強化します。
- ◆ 標津町教育基本計画・実施計画の着実な実施により、明るい未来を担う、人材を育む教育の一層の推進を図ります。
- ◆ 標津町社会教育計画に基づき、家庭、学校、職場、地域社会と連携し、幅広い事業の展開を図ります。
- ◆ 子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館との連携などの推進、また、学習情報センターとしての機能充実を図ります。

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

5 行財政改革の推進と職員の意識改革



～経営基盤のスリム化を図り、
職員の意識と仕事を高める～

行財政改革検討委員会の提言や町の行財政改革実施本部、組織機構改革プロジェクトチームの答申に基づき、行財政改革を断行するとともに、職員研修及び講演会等の参加により職員の資質向上と意識改革を図り、「顔の見える開かれた役場づくり」を進め行政サービスの向上を目指します。

- ◆ 議員定数を5人削減（16人→11人）するなど、議会改革を進めます。
- ◆ 組織配置の見直しを図り、川北地区の行政窓口拡充など町民が便利に利用できる行政の体制を検討します。
- ◆ 観光協会や社会福祉協議会など、本来民間での活動が望ましい機関・団体の運営について、民間等の自立の形を検討した中で、移行を進めます。
- ◆ サーモン科学館やふれあい加工センターなど全ての公共施設についての管理と運営・経営のあり方を精査して、指定管理者制度による委託や存廃又は高度利用などの検討を進めます。
参考：公の施設一覧 P70～P72
- ◆ 小さな役場に対応するため、財務会計システムを導入し会計事務処理の効率化を図り、積極的に職員研修を実施し職員の政策形成能力を高めるなど、人材育成を図ります。
- ※ 地域担当制の活用による「よろず相談窓口」の開設等、行政と町民との対話交流を推進し、町民・地域が納得のできる行政運営を進めます。（再掲）
- ※ 移住定住の窓口を役場内に設置するほか、世話役となる町民の相談員制度を設けて、新たな人材の流入による人口増加と地域活動の活発化を図ります。（再掲）
- ※ 役場内に、雇用の斡旋窓口を開設し多種多様な求人情報を提供できる体制整備を図ります。（再掲）

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

6 広域行政の推進



～効率の良い事業経営を目指して～

自立のまちづくりは、全ての行政サービスを標津町単独で行うことは困難です。行政の効率化を図るため、近隣町との連携を検討していきます。

- ◆ 人材バンクの広域連携を検討します。
- ◆ 消費者被害相談業務の広域連携を検討します。
- ◆ 地域環境保全（不法投棄や観光者のゴミ処理対策など）への広域連携による取り組みを検討します。

・ 他団体の広域連携事務等（参考）

団 体 名	事務事業内容
空知中部広域連合	・ 介護保険事業、国保事業、老人保健事業 （歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）
大雪地区広域連合	・ 国保事業 （東川町、美瑛町、東神楽町）

第2章 ふるさと新生に向けた行動方針

・ 既存の広域連携事務等

団 体 名	事務事業内容
根室北部衛生組合	・ し尿処理施設管理運営 (標津町、中標津町、羅臼町) ・ 一般廃棄物最終処分場管理運営 (標津町、羅臼町)
根室北部廃棄物処理広域連合	・ 可燃ゴミ処理施設の設置管理運営 (標津町、別海町、中標津町、羅臼町) ・ リサイクルセンターの設置管理運営 (標津町、中標津町、羅臼町)
根室北部消防事務組合	・ 消防業務の処理 (標津町、別海町、中標津町、羅臼町)
標津俵橋大規模草地一部事務組合	・ 公共牧場の管理運営 (標津町、中標津町)
中標津町外2町葬斎組合	・ 火葬に関する事業 (標津町、中標津町、別海町)
標津町羅臼町介護認定審査会	・ 要介護認定審査 (標津町、羅臼町)
北海道自治体情報システム協議会	・ 総合行政システムの開発、修正、運用 サポート (標津町・管内3町他道内 30町村3団体)
標津町羅臼町障害程度区分認定審査会	・ 障がい区分の認定審査 (身体・知的・ 精神の障がい) (標津町・羅臼町)

第3章 町民が行える協働の方針

協働による豊かな暮らしを実現するために、町民自ら行えることがあります。生活をしていくための基本的な事ですが大変重要なことです。次にその例を掲げます。

健康増進・健康管理

- ・ 自分の健康管理をしっかり行う。
- ・ 健康づくり教室に参加する。
- ・ 健康診断（生活習慣病・がん・骨粗鬆症）を毎年受ける。
- ・ 地元の病院を利用する。
- ・ 健康な食生活を営んで生活習慣病などを予防する。（食育の推進）



町内会活動

- ・ 町内会運営に積極的に参加する。
- ・ 環境衛生活動に参加する。
- ・ 地域福祉（高齢者や障がい者）支援活動に参加する。
- ・ 交通対策、防犯活動に参加する。
- ・ 町内会行事に進んで参加する。

町をきれいに

- ・ ゴミ出しは指定日に行う。
- ・ ゴミのポイ捨てはしない。
- ・ 犬の散歩時に糞の処理袋を持参する。
- ・ 空き地の草刈りや道路沿いの花壇整備など、花いっぱい運動により町を飾る。



毎日の生活の中で

- ・ ゴミの減量化に努める。
- ・ ゴミの分別・リサイクルに努める。
- ・ 飼い犬や飼い猫を捨てない。
- ・ 飼い犬や飼い猫を野放しにしない。
- ・ 住宅周辺の除雪・道路清掃に協力する。

第3章 町民が行える協働の方針

愛町購買運動など

- ・ 地元で買えるものは地元で購入する。
- ・ 地元でできることは地元で行う。
(歓送迎会、同窓会、忘年会、結婚式など)
- ・ 地元のものを地元で食べる。
(イベントなどへの参加により)



自然を守る

- ・ 森林環境を守るため、森林レンジャーのような森林ボランティアを行う。
- ・ 川の環境を守るため、リバーキーパーのような川の環境保全ボランティアを行う。
- ・ 海の環境を守るため、フィッシング・レンジャーのような遊漁指導ボランティアを行う。

もてなし

- ・ 自分の持っている知識や技術・能力を、積極的に観光ガイドなどの地域づくり活動に提供して町を元気にする。
- ・ 交流者の受入れ窓口となる団体に対して労力や会費等による支援を行う。



地域の連携

- ・ 心の協働を図るため、地域の祭りやイベントに積極的に参加する。
- ・ 公共交通機関を守るため、積極的に路線バスなどを利用する。

防犯活動

- ・ 安心して住める町、安心して子供が育つまちにするため、積極的に地域の防犯活動に参加する。

第3章 町民が行える協働の方針



納税意識

- ・ 納税意識を高め、税金や公共料金を滞納しない。

学習

- ・ 情操を高め、時代感覚を養うために、講演会や研修会などに積極的に参加する。



減災（災害に備え災害を減らす）

- ・ 火の用心を徹底する。
- ・ 地震、津波などの自然災害に備えた対策をしておく。

地元の施設を利用する

- ・ 標津病院を利用する。
- ・ 金山スキー場など、スポーツ施設を利用する。



ボランティア活動

- ・ 森林保全ボランティアを行う。
- ・ 遊漁指導ボランティアを行う。
- ・ 河川環境保全ボランティアを行う。
- ・ 公共施設の修繕ボランティアを行う。
- ・ 生活道路等除雪ボランティアを行う。
- ・ 公園等環境整備ボランティアを行う。
- ・ 高齢者、障がい者に対する福祉サービスボランティアを行う。
- ・ 社会教育ボランティアを行う

など、あらゆる分野でボランティア活動を実践する。

産業・経済活動の創出

- ・ 町内の異業種の交流を進めて、お互いの知識、技術、能力を発揮して産業経済活動を創出する。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

戦略とは……「成果を上げるための明確な特徴づけ」の意味。

本プランでは選択と集中の理念のもとで、1 産業・経済、2 生活・福祉、3 教育、4 行政・財政の各部門に具体的戦略事業を盛り込みました。

1 産業・経済

(1) 農業と水産業の品質向上と生産活動の安定化による生産力のアップ

■ 戦略の概要

国民の食糧自給を担う産地にとって、今一番大切なのは「安全で安心な食糧」の供給であります。

その意味で、本町の基幹産業は循環型酪農の推進や地域ハサップの実践など、国内に冠たる安全食品の供給基地であります。

今後も、更なる品質向上に努力を傾注するとともに、成熟した揺ぎ無い生産基盤のもとで、現在まで築き上げてきた生産力の確保を目指します。

① 資源循環酪農を基本とする生産体制の確立

- ・ 産業活動と不離一体の関係にある森林・林帯を積極的に復元し、その機能拡充による経営環境・草生環境の充実を図りながら、土地に立脚した資源循環酪農を確立することが、農業の国際化と安全・安心な食料の生産に対応する基本姿勢として最も重要であります。
- ・ こうした土地基盤を軸に、有効な土地利用と農作業の効率化を図るとともに、地域の農業生産及び農村社会の健全な維持・発展のため、農家後継が円滑に行えるシステムづくりなど生産構造を再構築し、本町の酪農経営がゆとりとうるおいを持ち、消費者意識に直結した食料の供給を行ないながら、地域社会や地域経済に大きく貢献する産業として持続できる体制の構築を図ります。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

② 地域ハサップを基軸とした水産業対策

- ・ 奮闘の歴史と高い技術力並びに豊穡の水と海域によって築かれてきた、鮭、ホタテ貝などの高い漁獲を今後も持続させながら、地域ハサップによる高鮮度・高品質対策を極めるとともに、他の魚種についても準拠させながら活めなどの付加価値対策に取り組めます。
- ・ これらの漁獲対策を引き継ぐ水産食品製造加工業についても、地域ハサップの連携によって完結される生産履歴を武器としたブランド化に拍車をかけるとともに、相乗して活発化される操業体制には不可欠となる原料ストックシステムの検討を進めます。

③ 豊かな森づくり

- ・ 森林に対する時代の要請は、木材生産機能から、水源のかん養、国土や自然環境の保全、保養・レクリエーションや教育の場としての利用など、多様な機能の発揮へと変化しています。
- ・ 森林の持つ防霧、防風、水源かん養など、有形、無形に日常の住民生活と産業活動に深く関わるその機能全てが、生命の営みに資する「生態系産業」であるということを基本に、財産価値の高い森林機能が次代に引き継がれるよう、基幹環境防災林の整備など積極的な森林・林帯の造成に努めます。



標津町植樹祭（ポー川上流）

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

(2) 「交流・健康・保養」をテーマに、地域の資源と魅力を最大限活用して 生み出す集客力と経済力の高まりと雇用創出対策

■ 戦略の概要

本町が持っている特性や魅力を「交流・健康・保養」のテーマとして掲げ、標津ブランド対策推進と密接に連携しながら、都市住民との交流を中心とした健康や本物などの体験観光の産業化による保養滞在体制の強化や、高品質な物づくりを基本とした健康食品加工や販売体制並びに新技術による機能性食品抽出企業の立地と育成などによって、観光の産業化や水産加工食品製造業の高次加工化、新産業の創業などが実現し、これによって宿泊業、飲食産業、地場物産販売業及び漁業や水産加工食品製造業など関連業の活気が生み出され、雇用の創出や増強にともなって町の経済的自立と活性化を目指します。

① 体験型観光（健康・本物）の推進による目的型観光地への転換及び交流人口の増加対策

- ・ 現在、町エコ・ツーリズム交流推進事業として進めている漁港での鮭荷揚げや鮭加工場、イクラや新巻鮭加工、鮭生態観察、川での鮭釣りや酪農など地域の豊かな自然と文化、産業を体験する本物体験観光の一層の推進を図るとともに、新たに海洋浴や森林浴、温泉浴などの健康と保養を取り入れた体験プログラムを開発して、これまでの修学旅行や食体験ツアーに加えて健康滞在型の観光交流者を誘客するなど、当地がこれまでの通過型観光地から目的型観光地に転換して、観光客の入り込み増加を図ります。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

② 標津サーモンパークの誘客機能の強化による地域観光経済の発展対策

- ・ 日本一の鮭の町として、また平成16年度に北海道遺産に認定された「鮭の文化」代表地として、平成3年にオープンした「標津サーモンパーク」は名実ともに地域のシンボル施設であり、根室管内として数少ない「観光施設」である。

当施設を、知床世界遺産や野付半島ラムサール条約登録などの世界的自然価値の高まりによって増加する多くの観光客に訪れていただくために、鮭水族館の魅力ある展示への工夫改善やガイド機能の充実と、食堂や物販施設での地場产品中心などの特色ある演出・工夫による販売強化を行い、地域観光経済の活発化を図ります。

サーモン科学館



エコ・ツーリズム交流推進事業（イクラ作り）



しべつ・海の公園バンガローサイト

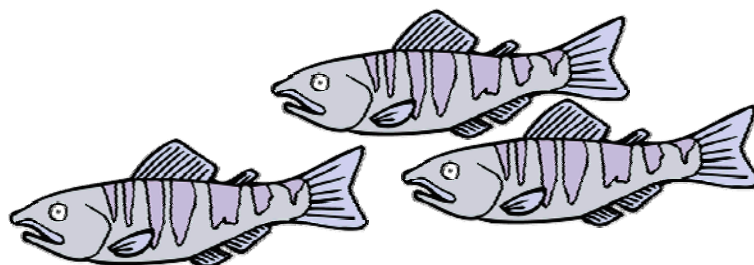
③ しべつ・海の公園（標津漁港海岸環境整備事業）により、中心市街地と連携した地域経済の発展対策

- ・ 釣り突堤や砂浜、バンガローやオートキャンプサイトなどの海洋性レクリエーション機能と道の駅拠点として整備が進められている「しべつ 海の公園」区域の集客機能を高め、隣接する中心商店街へも集客が連動して疲弊する地域商業が再生してゆくために、海洋浴（タラソテラピー）機能を取り入れた健康と保養の場を創造して、区域の魅力化と観光客の増加対策を図ります。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

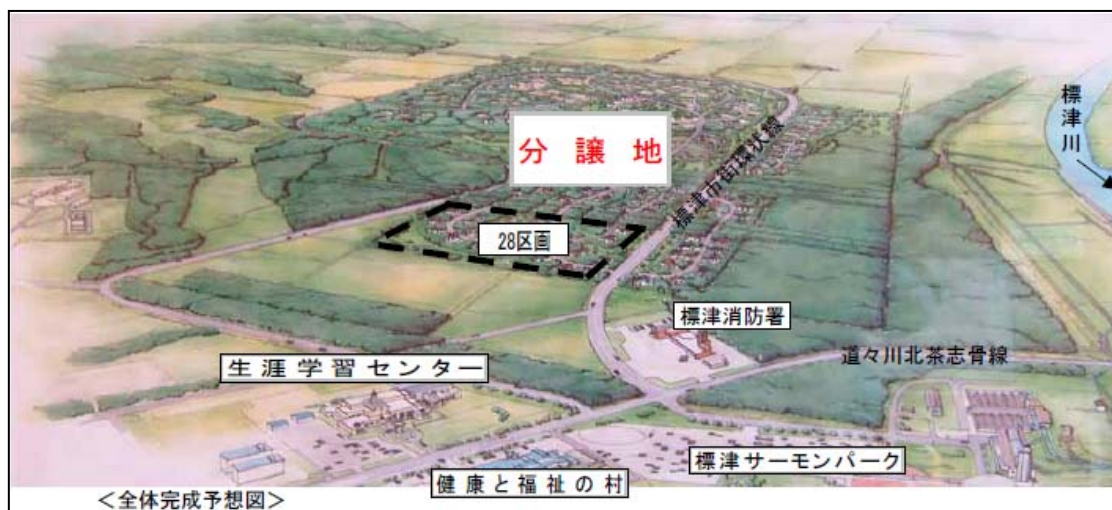
④ 地場産品のブランド化及び消費の拡大による地域経済の活性化対策

- ・ デフレの進行や消費の多様性、養殖輸入鮭の増大、ホタテの需給の変化などによって地場産物は厳しい消費流通状況となっているが、町独自の最高級衛生管理システムの「地域ハサップ」を活用して、高鮮度・高品質な健康水産食品の販売普及宣伝や、新製品の開発など売れる商品づくりの推進を行い、地域経済を牽引する物づくり産業の活発化を図るとともに、新しい技術によって当町の鮭から機能性成分を抽出させる「健康食品製造企業」の誘致を積極的に進めて、地域の雇用の増加と新産業創出を進めます。



⑤ 魅力ある宅地造成による人口増加対策

- ・ 喫緊の課題である人口対策として、魅力あふれる住環境を提供する「定住促進団地」を整備し、無料の分譲による積極誘致策などによって、移住定住者の増加を図ります。



第4章 ふるさと新生のための戦略事業

2 生活・福祉

(1) 町民生活の格差・障害を除き（バリアフリー）、暮らしに密着した質の高い行政サービス事業の展開

■ 戦略の概要

標津町という同じ行政区域に生活する町民に対しては、できるだけ地域間の生活インフラや個々の暮らしに格差や障害を生じさせない行政サービスの提供を追求することが必要であります。

もちろん全てを解消するには至難であるが、現在求められている生活の質の向上と安全安心な暮らしの実現を目指します。

① 日々の暮らしが快適な生活環境対策

- ・ 暮らしの充実に向けて、これまで生活道路の整備とともに、16年には水道の全区域普及が実現し、本年7月にはゴミ収集も全区域で実施することになりました。
- ・ 残る生活インフラである下水道等の生活排水処理施設の全域整備について検討を進め、都市住民がうらやむ雄大な自然景観に囲まれながら、居住施設は都市と遜色のない快適環境を実現して、町内全区域が等しく快適な日々の暮らしを営む生活確立します。



第4章 ふるさと新生のための戦略事業

② ゆとりある暮らしの実現にむけた対策

- ・ 日々の暮らしを支えるのは労働の対価であるが、厳しい経済情勢に合わせた狭い町内雇用状況であり、また、当町の産業構造のうえから、季節的に労働求人が増減するため、零細な雇用環境に置かれている町民は多くいます。
- ・ このため、町内産業・経済を支え、かつこれらに従事する町民の生活を向上させるためには、きめ細やかな求職・求人への対応が求められています。
- ・ これらの解決に向けた対策として、国の職業紹介を一定の条件のもとで自治体が担える制度を活用して、無料の職業紹介所を町が開設します。

③ 安心な暮らしに役立つ健康保養の実践と救命救急対策

- ・ 自分の健康は自分で守ることを基本として、日常から健康保養の実践に自ら取り組む運動の推進と、地域ができる救命救急体制として、応急処置の知識取得や万一の事態に対処して自動体外式除細動器（AED）を全地域に配置するなど、地域で安心な暮らしを創り上げます。



④ 除排雪システムの構築による明るい快適な冬の暮らし支援

- ・ お年寄り家庭はもちろんのこと、多くの一般家庭においても約4ヶ月にも及ぶ雪との闘いは大変辛いことであります。
- ・ このため、町民の持つ機械力や人的資源を有機的に活用するシステムを、町内会連合会や社会福祉協議会などとともに検討し、冬の暮らしを明るく快適に過ごせる体制の構築に努めます。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

⑤ 高齢者と障がい者が安心して生き生きと暮らせるための対策

- ・ お年寄りや障がいのある方が、住み慣れた地域で生き生きと暮らし、介護や支援が必要な状態になっても安心して生活し、社会参加できるよう地域全体で支える体制づくりの充実が必要です。
- ・ それぞれの方々の自立した生活を支援するために、家族や地域の保健・医療・福祉関係者やボランティア等が一体となった地域ケア体制を確立し、総合相談、介護予防、社会参加に向けた就労支援、機能訓練等の総合ケアシステムの構築に努めます。
- ・ 具体策として、高齢者にとっては生きがいづくりと健康維持を図る事業の推進と就労組織の拡大を支援し、障がいを持つ方であっても生活自立を目指す日中行動の場の確保に努めます。

ふれあい・いきいきサロン（ひまわり）



エコ・ツーリズム推進事業修学旅行生受入れ（ポー川史跡自然公園）



第4章 ふるさと新生のための戦略事業

3 教育

(1) 地域の特色を活かし、自立した生き方を支える教育の推進

■ 戦略の概要

海・山・川・平野などの多様な自然資源・景観に恵まれた「ふるさと標津」を基盤として、地域資源の源である人財という宝を、生み、育み、磨きあげてゆく一貫を創りあげていくための大きな役目が教育にあります。

稚魚は川を離れて大海へ、雛鳥は大空へ旅立ち、やがてふるさとの大地にしっかり根を張る「標津人」となります。

子供や若者も成人やシニア世代も、全ての町民が地域を誇り、自らを高め、愉しく学び続ける学習を進めます。

用語解説

「シニア世代」とは、ボランティア精神に富み、豊富な知識・技術・経験を持ち、生涯現役として夢のある人生を送りたいと思っている、実年世代以上の方たちのことを言います。

① 子供の夢がかなう学びの環境整備

- ・ 子供の安全が揺らぐ痛ましい事件・事故が国内で頻繁に発生しております。
- ・ 標津にあっては、子供の限らない未来を保証し、夢に向かって伸びやかに成長する安全な教育環境を学校・家庭及び地域の連携で整え、知育、徳育、体育、食育の平衡の取れる教育の推進により、優れた個性を発揮した笑顔輝く「標津っ子」を育てます。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

② 愉しく学び続ける生涯学習

- ・ 厳しい風雪に耐え、しっかりふるさとの大地に根を張る町民の、日々の逞しさや情操の基盤を成す生涯学習機会の拡充や、町民自らが持っている知識・技術・能力を地域の子供をはじめとした多くの方々に伝授するなど、学びと指導による地域教育力の発揮によって、地域に誇りと愛着を持って愉しく生きる標津人を磨きあげます。

③ スポーツで健康と明るい町づくり

- ・ 町民一人ひとりが心のうるおいを持ち、幸せに暮らすには心身の健康が一番です。

待っていても健康は得られず、町民が主体性を持ってスポーツに親しめる環境を整え、「スポーツの町」を推進し、青少年の健全育成や、高齢社会にも対応する生涯スポーツ社会の実現を目指します。

地域出前園芸教室「みどりの時間異世代交流」（古多糠小中学校）



薫別川探検（薫別小中学校）

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

4 行政・財政

(1) 行財政改革の推進

■ 戦略の概要

団塊世代の大量退職者時代を迎えるが、これら人材の補充は行わず行政組織をスリム化して対応をするべく、「小さな役場づくり」に取り組みます。

また、財源については、効率的な行政投資を断行して、費用対効果の上がる経済活動による税源増加や納税収納率の向上などにより、財政力の引き上げを目指します。

① 行政組織と職員

- ・ 職員数は現在（平成18年4月1日現在）町職員・一部事務組合職員含めて200名であるが、今後7年間で更に45名が定年退職を迎えます。
- ・ この定年退職者の補充は、行政運営上法的に必置となっている資格職員を除き、財政対策の観点から行わないものとします。
- ・ 職員の大量定年時代を迎え、少ない職員で基礎的自治体としての行政サービスの維持、確保を図るためには、職員の能力、資質の向上を第一義として、この他に職員削減に資する直営事業のアウトソーシング（指定管理者制度の再検討）、住民との協働による分業体制の確立に併せて透明性が高く迅速かつ機動的な行政組織への改編を行います。
- ・ 給与については、職員が向上心と意欲をもって職務に精励することができる環境を築くために従来の年功序列を見直し、職務の責任、能力に応じた能力・成果主義の給与体系の構築に努めます。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

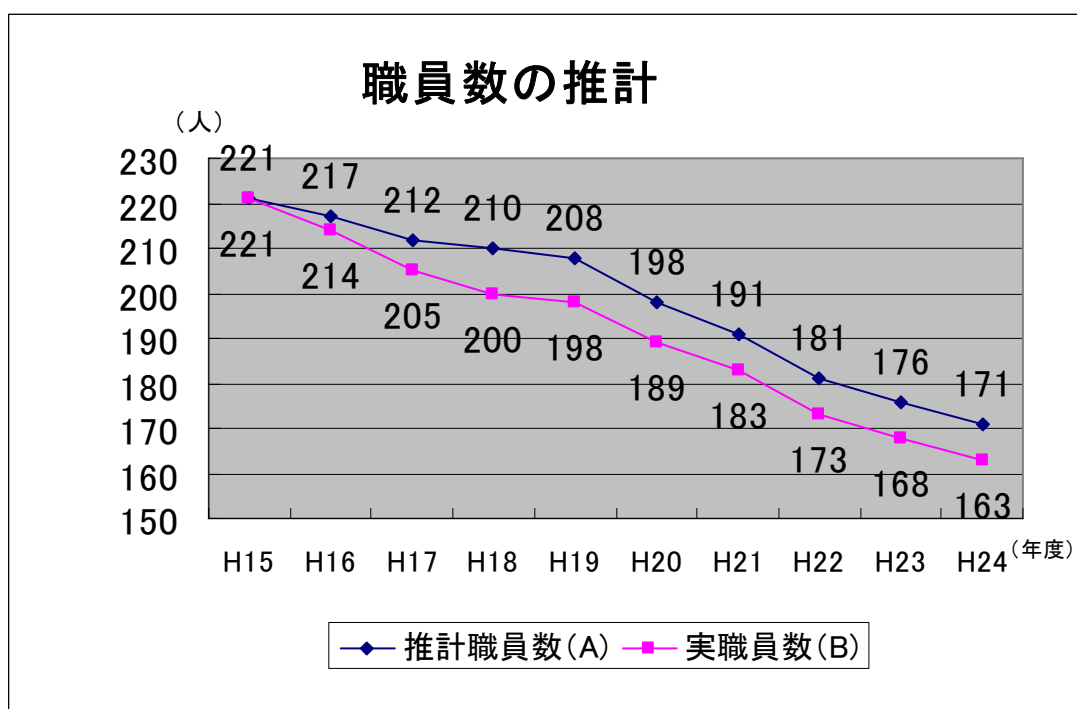
・ 職員数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
推計職員数 (A)	221	217	212	210	208	198	191	181	176	171
実職員数 (B)	221	214	205	200	198	189	183	173	168	163
推計との差 (B-A)		▲3	▲7	▲10	▲10	▲9	▲8	▲8	▲8	▲8
定年退職者数				2	9	6	10	5	5	8
上記の内、 資格職員					2	1	2	1		2

※ 資格職員の内訳 消防士 4 人、保育士 1 人、看護師 3 人

※ 推計職員数欄は、平成 15 年 9 月の長期財政推計において、町が人件費を支弁している全ての職員（役場、病院、消防などの職員）数から、定年退職者分の人員を補充しないことにより 10 年間で 50 人を削減するとして推計された職員数です。

※ 実職員数欄は、平成 18 年までは実職員数を記載し、平成 19 年以降は、定年退職者分の人員を補充しないこととして推計した数です。



第4章 ふるさと新生のための戦略事業

② 財政力の向上

- ・ 最小のコストで最大の効果を上げることをねらいとして、効率的な事業の選択と投資経費の集中による全事業の抜本的な再構築と総体経費の削減を図ります。
- ・ 財政力を引き上げるため、事業の選択と集中にあっては、産業・経済活動への重点支援を進め、生産力や企業力の向上を図ることにより税源の増加を目指します。
- ・ また、町民の納税意識と徴収率の向上を目指して、町税等の徴収体制や技術、納めやすいシステムなどの研究を行います。

平成 17 年度の決算によると、経常収支比率は安定しており実態として健全な経営を行っています。

しかし、町税の収納率が悪化していることから、自主財源の確保と町民の皆さんから公平な負担をいただくためには収納率の向上を図ることが必要です。

詳しくは次頁の『決算でわかった「うれしいこと」や「かなしいこと」…』をご覧ください。

・ 財政力指数

1. 平成17年度の財政力指数

(1) 標津町の指数 0.227

(2) 根室管内平均の指数 0.294
(標津町との比較 プラス 0.067)

- ・ 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数です。
- ・ この指数が「1」に近いほど財源に余裕があることとなります。
- ・ 左の指数は、平成 17 年度のものです。

2. 本町の財政力指数と町税収入の関係

(1) 指数を「0.001」上昇させるには ➡ 町税収入 570 万円増

(2) 指数を「根室管内平均」まで上昇 ➡ 町税収入 2 億 9,100 万円増

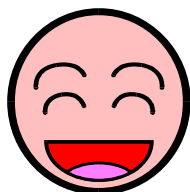
- ・ 財政力の向上には、税収の増加が必要となります。
- ・ 参考までに、平成 17 年度の町税収入は約 6 億 2,000 万円でした。

※詳しくは、資料 59 ページに掲載しています。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

- ・ 決算でわかった「うれしいこと」や「かなしいこと」…

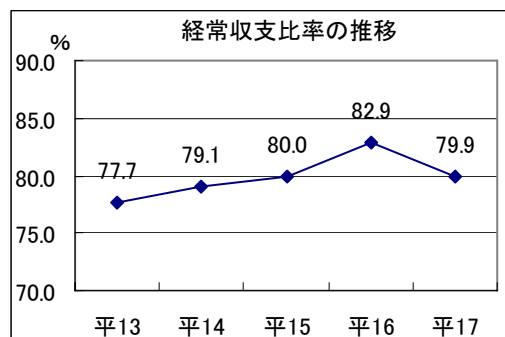
◇経常収支比率が改善しました



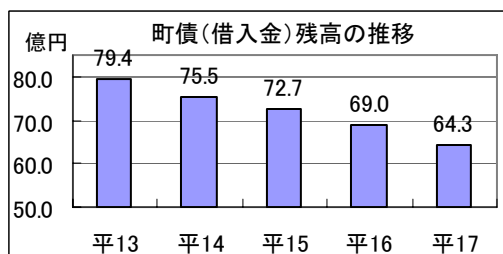
経常収支比率は、地方交付税削減の影響で毎年悪化していましたが、人件費の削減やサービス見直しなどの行財政改革により、前年と比べて3ポイント改善しました。今後も比率の改善を目指しております。

経常収支比率

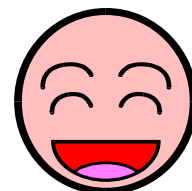
財政構造の弾力性を測定する比率でこの比率が低いほど財源に余裕があると考えられます。(80%以下が理想)



◇借入金残高が減少しました



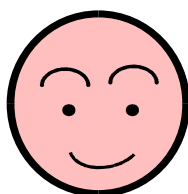
国の景気対策などで多額となっていた借入金残高ですが、借入額を抑制してきたことにより毎年その残高が減少しています。今後も借入金残高の減少を図ることとしております。



町民1人あたりの借入金残高は…
28万円 (前年は31万円でした)

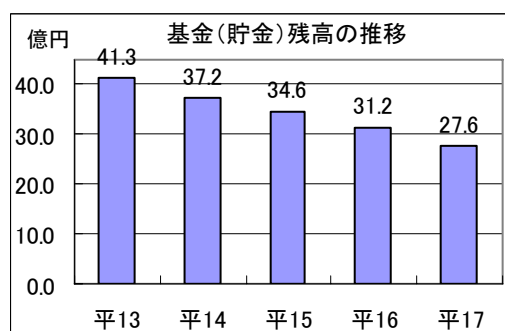
借入金残高を単純に人口で割った町民1人あたりの借入金残高は107万円となります。しかし、町ではこれまで、有利な借入金(返済の一部が地方交付税で賄われるもの)を選択してきたことから、将来地方交付税や使用料などで賄われる部分を除いた実質的な町民1人当りの残高は28万円となります。

◇貯金は計画的に使っています

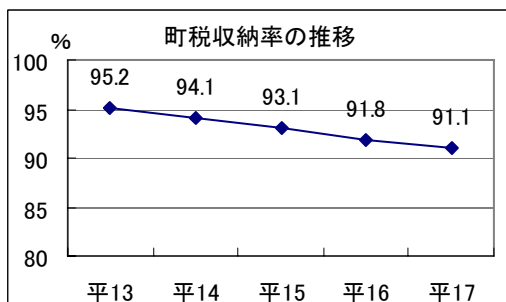


基金(貯金)は、特定の事業実施のためや収入不足を補うために積み立てておりましたが、地方交付税の削減などにより近年は減少傾向にあります。今後も計画的な運用(積立または取崩し)を実施します。

町民1人あたりの貯金残高は…
46万円 (前年は51万円でした)



◇町税の収納率が悪化しています



平成13年度以降、町税の収納率が悪化しています。今後とも収納率向上のために、公平負担の原則に基づき、納税意識の高揚と財産差押えなどの強制執行を徹底して進めます。



町税の収納率

町税(町民税や固定資産税など)の課税額に対する収入額の割合です。自主財源確保のため、比率向上が急務です。

第4章 ふるさと新生のための戦略事業

・ 標津町の主な財政指標

年度 区分	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	・グラフの凡例 標津町 全道平均
経常収支比率	〔 財政構造の弾力性を示す指標。比率が低いほど財源に余裕があると考えられ、80%以下が望ましいとされています。 〕						
標 津 町	73.5	77.7	79.1	80.0	82.9	79.9	
全道平均	83.1	84.8	86.6	88.2	92.0	—	
順位	21 位	36 位	32 位	37 位	28 位	—	
起債制限比率	〔 町債発行(借入金)に制限を設ける時の指標。前3年間の平均値が20%以上になると町債発行を制限されます。 〕						
標 津 町	10.6	11.5	12.1	13.3	14.0	13.8	
全道平均	11.5	11.3	11.3	11.8	12.5	—	
順位	105 位	132 位	134 位	157 位	162 位	—	
公債費負担率	〔 町税や地方交付税などの一般財源総額のうち、公債費(借入金の元利償還金)へ充てた金額の割合。20%以下が望ましいとされています。 〕						
標 津 町	18.3	20.4	22.0	23.0	22.7	22.4	
全道平均	18.2	19.0	19.8	20.8	21.1	—	
順位	87 位	112 位	122 位	125 位	113 位	—	
財政力指数	〔 自治体の財政力を示す指標。数値が「1」に近いほど財源に余裕があると考えられます。(数値が低いほど地方交付税への依存度が高い) 〕						
標 津 町	0.16	0.18	0.19	0.20	0.22	0.22	
全道平均	0.41	0.41	0.42	0.43	0.44	—	
順位	128 位	122 位	112 位	107 位	103 位	—	
4/1 現在市町村数	212	212	212	212	208	206	

※ 平成 17 年度の全道平均は、未だ集計されておられません。

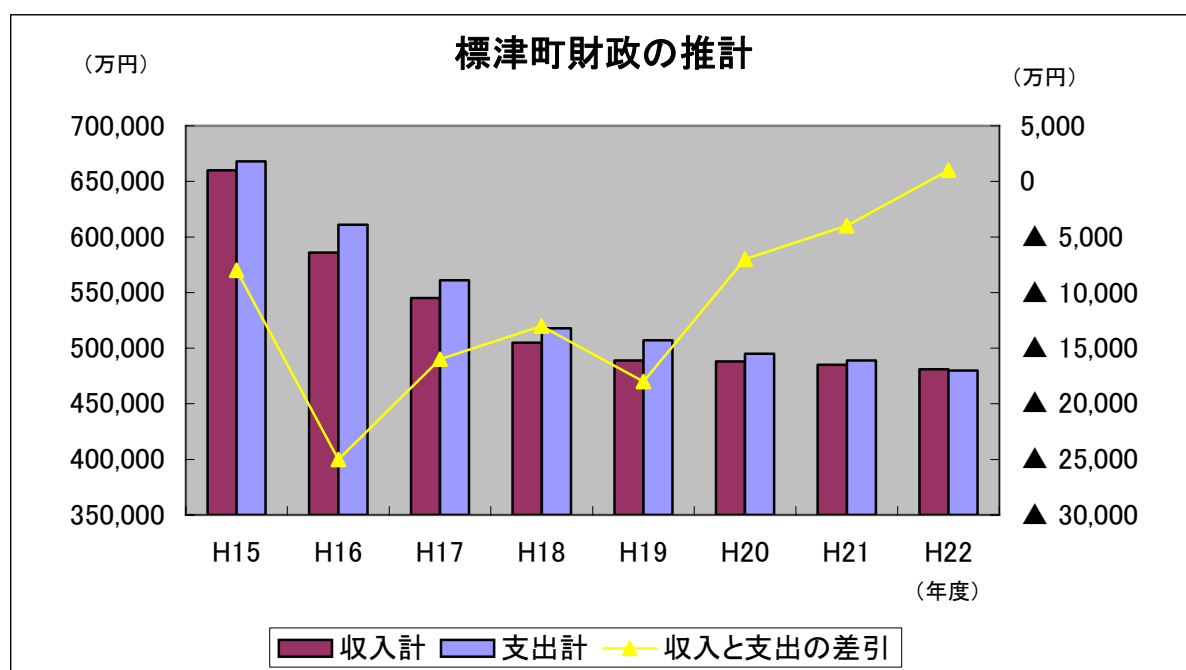
第4章 ふるさと新生のための戦略事業

・ 財政推計

(単位:百万円)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収入	町税	630	600	590	560	550	550	540	540
	地方交付税	3,550	3,160	3,020	2,880	2,780	2,770	2,750	2,720
	町債	300	280	160	300	300	300	300	300
	その他収入	2,120	1,820	1,680	1,310	1,260	1,260	1,260	1,250
	収入計	6,600	5,860	5,450	5,050	4,890	4,880	4,850	4,810
支出	人件費	1,130	1,080	1,070	1,050	1,040	1,020	1,000	970
	公債費	1,200	1,110	1,030	820	720	650	640	600
	投資的経費	1,650	1,320	990	880	880	880	880	880
	その他支出	2,700	2,600	2,520	2,430	2,430	2,400	2,370	2,350
	支出計	6,680	6,110	5,610	5,180	5,070	4,950	4,890	4,800
収 支 差 引		▲80	▲250	▲160	▲130	▲180	▲70	▲40	10

- ・この財政推計は、平成17年10月に公表したものです。
- ・今後の制度改正は考慮しておりませんが、行政組織をスリム化し、低コストで行財政を運営した場合の推計です。
- ・収支差引が▲(マイナス)となる場合は、基金(貯金)を取り崩すため、実際には赤字になりません。



第5章 行政サービスの見直し

▶ 基本的な考え方

これまでの行政は、住民の要望に応えるため様々なサービスを行ってきました。

しかし、交付税制度改革など社会経済環境の変化により、町の財政も厳しい中であって、町民の要望全てに応えるような「あれもこれも」のサービス提供から「あれかこれか」という“選択と集中”のサービス提供に変えていく必要があります。

これからの行政サービスは、前例にとらわれずに、「行政が行うべきか」、「時代や町民のニーズに即しているか」、「他に担い手はないか」、「効率的に行えないか」などについて、行政も町民もよく見極め、行うべきことを選択していかなければなりません。

ただし、すべての行政サービスを縮小・廃止の観点から考えるのではなく、必要な事業には十分な人・物・金を投入していきます。

▶ 町民、地域、行政の役割分担のあり方

ふるさと新生のために、今一番大切なのは、行政・町民がともに意識を変えることです。

一人で出来なくても、町内会などの組織において町民が協力し合えば出来ることもあります。

町民と行政が、ともに考え、汗する協働のまちづくりを進めるため、役割分担の考え方として、

- ① 町民や町内会などの地域で行えることはないか。
- ② 民間企業などに委託し、経費や作業を効率化できるものはないか。
- ③ 経費削減を図るため、縮小すべきものはないか。
- ④ 豊かなくらしを実現するために、拡充・推進すべきものはないか。
- ⑤ 不公平の是正や経費効率等から、町民負担の見直しを行うものはないか。
- ⑥ 行政サービスのあり方を見直すものはないか。
- ⑦ 民の主体的な運営に移行するものはないか。
- ⑧ 行政内部に関するもの

の順で整理しています。

第5章 行政サービスの見直し

1 町民・地域等が行うことができるもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
健康増進・管理	・自分の健康管理をしっかり行う（自分の体は自分で守る）。	保健福祉センター
町内会活動への参加	・町内会活動に積極的に参加する。	住 民 課
道路清掃・冬期間の除雪	・自分の家の周りの除雪は自分で行う（自宅から町道までの除雪等を含めて）。 ・自分の家の周りの道路清掃に協力する。	建 設 課
くらしの環境美化推進	・ゴミを指定日に出し、また、分別徹底による資源化率の向上や買い物袋持参などによる減量化に努める。	住 民 課
	・ゴミステーションの定期巡回による「×印ゴミ袋」の処理や清掃を行う。また、自宅周辺を整備し、きれいな町づくりに努める。	
	・ゴミのポイ捨てを町民みんなで注意しあうとともに、春の一斉清掃以外にも清掃活動を企画する。	
町内購買運動	・地元で調達できる買い物は地元で購入する。 結婚式・忘年会など地元でできることは地元で行う。 ・積極的なイベントなどの開催により地元消費活動を推進する。	商工観光課
環境保全	・森、川、海の自然を守る環境保全ボランティアを行う。	関 係 課
防犯活動	・安心して住める町、安心して子供が育つ町にするため積極的に地域の防犯活動に参加する。	住 民 課
交流者のもてなし	・自分の持っている知識や技術・能力を、積極的に観光ガイドなどの地域づくり活動に提供して町を元気にする。 ・本町を訪れる人との交流を深めるため、ホスピタリティの向上を図る。	商工観光課 関 係 課
交流者受入団体への支援	・標津町観光協会等交流者の受入れ窓口となる団体に対して、労力や会費などによる支援を行う。	商工観光課
交通機関の利用	・公共交通機関を継続的に確保するため積極的に路線バスなどを利用する。	企画政策課 関 係 課
リサイクル活動	・リサイクル活動を活発化させ、不用衣類などの再利用システム化を進める。	住 民 課
地域の連携	・心の協働を図るため、地域の祭りやイベントに積極的に参加する。	商工観光課 関 係 課
学習	・情操を高め、時代感覚を養うための、講演会や研修会などに積極的に参加する。	あ す ば る 関 係 課
環境美化活動	・空き地の草刈りや道路沿いの花壇整備など、花いっぱい運動によりまちを飾る。	関 係 課

第5章 行政サービスの見直し

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
防災家族会議	・ 家庭における火災予防対策を行う。 ・ 地震、津波などの災害に備え、非常持ち出し、家具転倒防止、避難場所、連絡先などの確認と防災訓練へ積極的に参加する。 ・ 救急救命講習会（自動体外式除細動器講習を含む）へ参加する。 ・ 地域消防団へ協力する。	消 防 署
金山スキー場の利用	・ 金山スキー場を積極的に利用する。	商工観光課
地場水産物の利用	・ 地場水産加工品を、中元・歳暮などに利用する。	商工観光課
ボランティア活動	・ 森林保全ボランティアを行う。 ・ 遊漁指導ボランティアを行う。 ・ 河川環境保全ボランティアを行う。 ・ 町内会館など町施設の修繕や環境整備ボランティアを行う。 ・ 町道等の除雪ボランティアを行う。 ・ 公園等の環境整備ボランティアを行う。 ・ 高齢者、障がい者に対する福祉サービスボランティアを行う。 ・ 社会教育ボランティアを行う。 など、あらゆる分野でボランティア活動を実践する。	関 係 課
標津病院の利用	・ 標津病院を積極的に利用する。	病 院
児童公園の管理	・ 各町内会等において、きめ細かい維持管理を行う。	福 祉 課
町内会館の維持管理	・ 各町内会等において、町内会館の軽微な修繕や環境整備を行う。	住 民 課
地域福祉支援ネットワークの充実	・ 標津、川北地区町内会における高齢者夫婦や独居高齢者等に対する声かけや見守り、除排雪支援、災害時の避難支援対応などの充実強化を図る。	福 祉 課
防犯活動	・ レッドシャドーや老人クラブパトロール隊が行っている防犯活動に、町内会等が連携をとり地域の安全確保を図る。	住 民 課
除排雪システム	・ 各地区除雪ボランティアサークル等を検討する。	住 民 課 福 祉 課 建 設 課

第5章 行政サービスの見直し

2 民間（団体）へ委託・移行するもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
野犬掃討、カラス及び蜂の巣駆除業務	・現在町が行っているが、専門性が高く、かつ、多くの時間を要する業務であり、人件費コストを考慮し民間事業者への委託を検討します。	住 民 課
し尿くみ取り 粗大ゴミ受付	・現在町が行っている受付業務を、民間に移行し、受付から処理までを一貫して行うことにより、迅速な対応が可能になり町民の利便性向上を図ります。	
各地域の除雪	・各地域の除雪について、町内会等への委託を検討します。	建 設 課
指定管理者制度導入	・平成 19 年以降の職員の大量定年に備えて、限られた職員数で行政事務の遂行、サービスの維持をしなければならないことから、新たな施設については指定管理者制度の導入を基本にし、既存の施設についても職員が配置されている施設を中心に移行を再検討します。	総 務 課 関 係 課

第5章 行政サービスの見直し

3 縮小するもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
職員数の削減	平成15年9月の財政推計で町民に示した、定年退職者の不補充による職員削減を継続します。 （平成15年4月1日 221人） 平成18年4月1日 200人 平成23年4月1日 目標職員数 174人 5年間で26人削減	総 務 課
職員給与の見直し	- 民間企業などの状況や町財政の厳しさを背景に人事評価システムの検討と能力給の検討を行います。 - 議会、執行機関委員報酬等についても見直しを検討します。	総 務 課
視察研修	議員や委員などで、道内・道外への視察研修が実施されてきたが、厳しい財政状況を考慮し、研修のあり方を検討します。	議会事務局 農業委員会 関係 課
公用車	組織、機構改革の状況により効率的な運用を検討します。	総 務 課
課の統廃合	職員数の削減に対応し、効率的な事務機構を検討します。	総 務 課

第5章 行政サービスの見直し

4 拡充・推進するもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
環境保護	・質の高い生活環境、産業環境、自然環境を守り続けます。	関 係 課
生産力の向上	・農業と水産業の品質向上と生産活動の安定化による生産力のアップを目指します。	農 林 課 水 産 課
水産加工業の操業体制の充実	・水産加工業において、通年の操業体制が図れるよう原料・基盤施設・物づくりと販路の充実に努めます。	水 産 課
企業誘致	・地域資源を有効活用した企業誘致により、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。	企画政策課
地域活動の活性化	・定住・移住対策を促進し、新たな人材の流入による地域活動の活性化を図ります。	企画政策課
地域観光経済の発展対策	・標津サーモンパークの誘客機能の強化による地域観光経済の活発化を図ります。 ・しべつ・海の公園により中心市街地と連携した区域の魅力化と観光客の増加対策を図ります。	サーモン科学館 水 産 課 商工観光課
生活排水処理施設整備	・町内全域の生活排水処理施設（下水道・合併浄化槽）整備の着手について検討し、快適な生活環境の創出を目指します。	上下水道課
自動体外式除細動器整備	・各地区へ自動体外式除細動器（AED）を導入し、地域のマンパワーで町民の生命を守り、安心して暮らせる環境を整備します。	保健福祉センター 関 係 課
雇用斡旋窓口開設	・役場内に、雇用の斡旋窓口を開設し多種多様な求人情報を提供できる体制整備を図ります。	商工観光課
森林・林帯の造成	・財産価値の高い森林機能が次代に引き継がれるよう、積極的な森林・林帯の造成に努めます。	農 林 課
スポーツで健康と明るいまちづくり推進	・町民が主体性を持ってスポーツに親しめる環境を整え、「スポーツの町」を推進し、青少年の健全育成や高齢社会にも対応する生涯スポーツ社会の実現を目指します。	体 育 館
高齢者の生活支援	・高齢者の生きがいづくりと健康維持を両立させた就労組織の拡大強化を支援します。 ・ひきこもり防止や介護予防のための社交場、寄り合いの場としての「いきいきサロン」等の事業の充実に努めます。 ・介護や支援が必要な方、自立が可能な方にかかわらず、家庭と地域、保健・医療・福祉関係者やボランティア等が一体となった総合ケアシステムの構築に努めます。	福 祉 課 保健福祉センター
障がい者の自立支援	・障がい者（身体、知的、精神）が自立するための相談窓口を設置し、生活訓練や就労を支援する体制の整備を図ります。	福 祉 課 保健福祉センター
幼保連携	・川北市街の保育園と幼稚園は、平成15年12月の併設以来、各種行事や研修会などを連携の上、実施している。標津市街の保育園と幼稚園は、老朽化による建替えが実施された際に施設の統合を検討することとし、現時点では、研修交流などにより連携を図るが、今後幼保連携した「こども園」の開設に向け検討を進めます。	保 育 園 幼 稚 園
ゴミO（ゼロ）のまちづくり推進	・生活の環境対策ネットワーク活動を推進し、ゴミの無いきれいで快適なまちづくりを進めます。	住 民 課

第5章 行政サービスの見直し

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
移住定住の促進	・移住・定住を促進するため、相談員の設置などによりサポートセンター機能の充実を図るとともに、空家や遊休地情報をホームページ等により積極的に提供します。	企画政策課
チャレンジショップ誘致	・チャレンジショップ（開業にチャレンジする人達への空き店舗利用）誘致により商店街の活性化を図ります。	商工観光課
若者の異業種間交流推進	・農業者、漁協者、商工業者など、若者の異業種間交流を推進し、楽しく集える地域づくりを推進します。	あすばる
高齢者の生きがいがづくり	・ポー川まつりなどの各種イベント等に高齢者に積極的に参加願い、生きがいを持って暮らせる社会参加型のまちづくりを進めます。	福祉課 関係課
保育ママ登録制度の整備	・個人が在宅で乳幼児を預かる「保育ママ」登録制度を整備し、子どもがいても働ける環境を整備します。	保育園
パートナーシップシステムの構築	・町出身者や縁のある人など、町外の方とのパートナーシップ（協力関係）システムの構築を図ります。	関係課
交通体系の改革	・交通弱者への交通対策として、路線バスなどの公共交通機関の交通体系改革について検討します。	企画政策課
地域教育力を担う民間組織の支援	・心豊かに創造的に生きる力を育むため、ふるさと標津の特色を生かし、子どもたちへの体験学習を行う団体・組織を支援します。	あすばる
地域子ども教室等の実施	・地域子ども教室や地域への出前講座実施により、地域教育力の向上を図ります。	あすばる
総合型地域スポーツクラブ設立支援	・子どもの体力向上や地域教育力の向上を図り、町民皆スポーツを目指すため総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。	体育館
消防・防災・救命の啓蒙	・予防防火査察の体制強化と救命講習会の拡充を図ります。 ・消防開放日開催による消防知識の普及推進を図ります。	消防署
消防力の強化	・企業、団体へ消防団員募集を積極的に呼び掛け定員の確保に努めます。 ・消防車両、資機材の整備及び施設の点検を積極的に行い、これらの延命を図ります。	消防署
エコ・ツーリズム事業の推進	・現在進めているエコ・ツーリズム交流推進事の一層の進展を図るため、健康・癒しを取入れた健康保養地型ツーリズムの取り組みを進めます。	商工観光課
生活習慣病予防事業の充実	・ウォーキング体験教室やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防教室を実施し、生活習慣病を予防することで、健康の保持増進を図ります。 ・生活習慣病を予防するための食習慣が確立されるように幼児期からの栄養指導の充実を図ります。	保健福祉センター
事業創出	・産業クラスター（異業種間の組み合わせによる産業創出）研究会を組織して、事業の創出を進めます。	関係課
旅券申請、交付に関する事務	・町民への利便性の向上を図るため、旅券（パスポート）の申請受付及び交付手続き事務について、道からの譲受導入について検討します。	住民課
商業活動と連携したボランティア活動の推進	・商業活動と連携した、高齢者などへのボランティア提供システムの構築を図ります。	商工観光課
公共事業の平準化執行	・地元経済基盤を作り上げる公共事業等の平準化執行を図ります。	建設課 上下水道課 関係課

第5章 行政サービスの見直し

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
保幼小中高の一貫教育推進	・子どもたちの「基礎学力」の向上、学ぶ力、個性と特性を伸ばすために、教育活動の連続性など学校間の接続、連携を図る「保幼小中高校の一貫教育」を推進します。	教育委員会 保 育 園
標津高校の存置対策	・標津高校の存置に向けた取組みを強化します。	教育委員会
人材を育む教育の推進	・標津町教育基本計画・実施計画の着実な実施により、明るい未来を担う、人材を育む教育の一層の推進を図ります。	教育委員会
社会教育の推進	・標津町社会教育計画に基づき、家庭、学校、職場、地域社会と連携し、幅広い事業の展開を図ります。	あ す ば る
読書活動の推進	・子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館との連携などの推進、また、学習情報センターとしての機能充実を図ります。	図 書 館
広域行政の推進	・人材バンクの広域連携を検討します。 ・消費者被害相談業務の広域連携を検討します。 ・地域環境保全（不法投棄や観光者のごみ処理対策など）への広域連携による取組みを検討します。	関 係 課

第5章 行政サービスの見直し

5 町民負担の見直しを検討するもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
下水道料金	・ 料金の見直しを検討します。	上下水道課
水道料金	・ 今後の施設の老朽化や人口の減少に対応できるように、コストの削減を検討します。 ・ 水道メーター分の負担方法や消費税の転嫁など料金のあり方を検討します。 ・ 現在は黒字で推移しているが、今後の財政状況を考慮し、料金体系のあり方を検討します。 ・ 消費税の税率改正を視野に見直し時期を検討します。	上下水道課
施設利用料	・ 公共施設利用に対しては、公平さを基本に施設利用料の徴収を図ります。	関 係 課
保育料、幼稚園使用料	・ 保育料、幼稚園使用料について、見直しを検討します。	保 育 園 幼 稚 園
ゴミ処理手数料、し尿処理手数料	・ 料金の見直しを検討します。	住 民 課

第5章 行政サービスの見直し

6 サービスのあり方を見直すもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
診療時間	・夜間診療の週 2 回実施や各経費の削減により町民サービスの向上と収益の改善を図ります。	病 院
人間ドック受診のPR	・町広報や保健福祉センターとの連携により、人間ドック受診についてPRします。	病 院
公共施設の有効利用	・利用状況を把握し、利用度の低い施設については存廃を検討するとともに、既存公共施設を多様な目的で利用できるよう検討します。	関 係 課
除雪基準	・除雪出動基準の見直し(10cm→13cm)を検討します。	建 設 課
窓口業務の充実	・休日サービスの体制強化(365 日住民票、印鑑証明交付)を図ります。 業務：住民票と印鑑証明の交付、婚姻届と死亡届の受理 取扱時間：8:30～17:15	住 民 課
役場開庁時間	・役場開庁時間を延長します。(1 年間試行) 平成 18 年 4 月 1 日～ 試行前 8:45～17:15 変更後 8:00～18:00	総 務 課
ふるさと新生基金創設	・ふるさと新生基金創設により、標津町新生へ向けて寄付を募り(鮭の町しべつ環境保護等)町民参加型の行政推進を検討します。	税務財政課
町税等徴収対策の強化	・全管理職員による徴収体制を図るとともに、分納誓約書の收受や悪質滞納者の強制執行を強化します。 ・収納体制については、コンビニエンスストア等で公共料金の取扱いを行なうなど町民の利便性向上を図るための検討を行ないます。	税務財政課 関 係 課
組織配置の見直し	・各課等の配置を見直し、町民が便利に利用できる行政の体制を検討します。	総 務 課
町出身者への広報紙郵送	・町外居住の標津町出身者へ町広報紙を郵送しているが、インターネットを活用するなど送料の削減を検討します。(標津町ファンクラブ登録等により登録者のみに有料で送付する等)	企画政策課
よろず相談窓口の設置	・地域担当制の活用によるよろず相談窓口の設置により、町民との対話交流を推進します。	企画政策課
自然災害ボランティア体制の確立	・標津建設業協会などの協力を得て、自然災害ボランティアの体制を確立します。	建 設 課
町民まつりの検討	・町民まつり水・キラリ開催内容等の検討を進め、より良い形の構築を目指します。	商工観光課

第5章 行政サービスの見直し

7 民の主体的な運営に移行するもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
標津町観光協会の事業運営	・実質の事務を町が担っている各団体について、団体の自主運営を検討します。	商工観光課
標津町エコツーリズム推進協議会		商工観光課
社会福祉法人標津町社会福祉協議会		福 祉 課
標津町体育協会		総合体育館
標津町森林組合		農 林 課
標津町文化協会		あすばる

8 行政内部に関するもの

項 目 名	検 討 内 容 等	担 当 部 署
職員研修	・職員数が減少する中、職員の政策形成能力向上が必要不可欠であり、地方分権の流れに対応する人材育成を図るため、政策形成能力向上のための研修を実施します。 	総 務 課
財務会計システムの導入	・会計事務に係る事務効率改善のため財務会計システム導入を検討します。	総 務 課 税務財政課
電子決裁システム導入	・職員数の減少に伴う事務効率改善のため電子決裁システム導入を検討します。	総 務 課

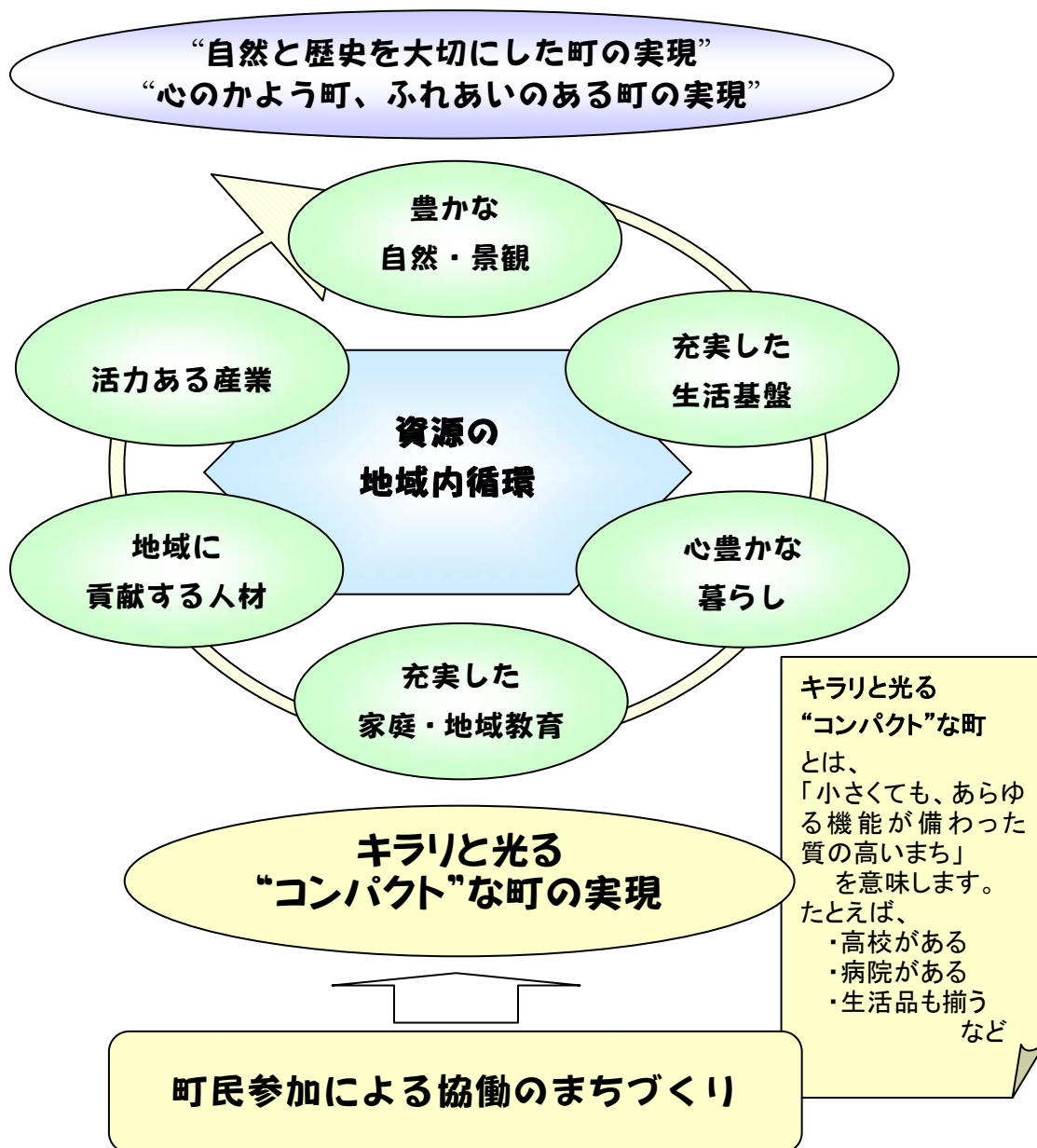
第6章 町の将来像

1 将来の町の姿

萌える海と大地・さわやか交流郷

小さくてもキラリと光るまち 標津町

恵まれた海と大地の資源を生かした、たくましい地場産業を創造と挑戦により築きあげ、まちに活力ある生活を生み出し、自然と産業が調和した魅力ある快適環境のもと、地域特性を発揮した個性あるまちづくりが図られ、住む人が心から故郷を誇り、情操が高められ、人と人との交流を大切にしたい、やすらぎとふれあいのある豊かな生産のまちをつくるため、質の高いまちづくりを目指していきます。



資 料



1 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の動向

本町の人口は、国勢調査によると昭和 40 年の 8,051 人をピークに年々減少し、昭和 50 年には 7,781 人(3.4%減)、昭和 60 年には 7,577 人(5.9%減)、平成 7 年には 7,087 人(12.0%減)、平成 12 年には 6,298 人(21.8%減)となっています。

人口動態では若年層の減少が著しく、昭和 40 年と比較すると、特に 0～14 歳までの階層は 54.6%減少している。また、15～29 歳までの階層についても 55.2%減少しており、総数に占める割合(若年者比率)も 26.1%から 14.9%と 11.2 ポイント減少している。少子化の影響が表れている一方、若年層の流出が要因となっています。

逆に 65 歳以上の高齢者については、昭和 40 年と比較して 265.3%と大きく増加しており、高齢者比率も 5.3%から 18.0%と高齢化が顕著に進んでいます。

産業別人口では、年々第 1 次産業に従事する人口が減少しているが、離農による農業従事者の減少が主な要因となっている。第 1 次産業従事者が減少した分、特に第 3 次産業従事者が年々増加しており、第 2 次産業従事者についても年により増減のばらつきがあるものの増加傾向にあります。

(2) 世帯数の動向

人口が昭和 40 年以来減少する中、世帯数については昭和 60 年まで増加している。昭和 40 年と平成 12 年との比較でも、人口が 21.8%減少しているのに対し逆に世帯数は 27.0%増加しています。

1 世帯当りの人口を見ると昭和 40 年の 4.49 人が平成 12 年では 2.76 人と減少しており、人口の傾向と同様、ここでも少子化の傾向が表れています。また、転勤世帯の単身赴任化も要因のひとつとなっています。

資 料

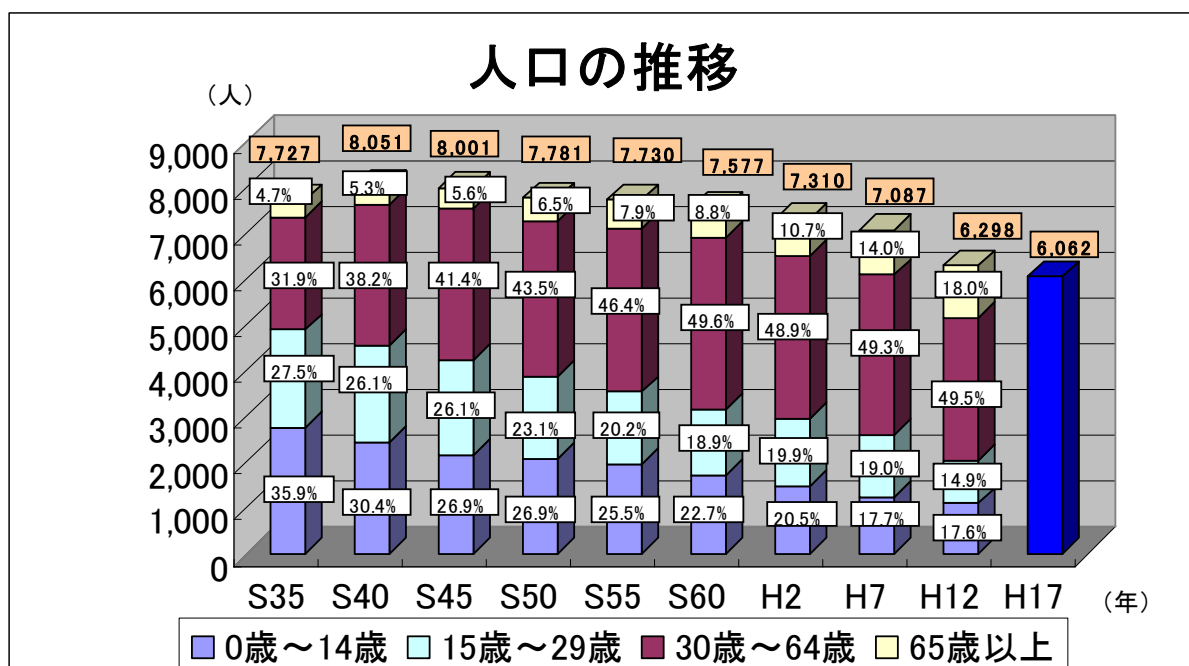
表 1 人口の推移（国勢調査）

（各年 10 月 1 日現在、単位：人、％）

区 分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
総 数	7,727	8,051	8,001	7,781	7,730	7,577	7,310	7,087	6,298	6,062
0 歳～14 歳	2,771	2,445	2,154	2,095	1,973	1,718	1,497	1,252	1,111	
15 歳～29 歳 (a)	2,124	2,105	2,092	1,795	1,564	1,435	1,455	1,343	942	
30 歳～64 歳	2,470	3,074	3,308	3,383	3,582	3,759	3,577	3,500	3,112	
65 歳以上 (b)	362	427	447	505	611	665	781	992	1,133	
若年者比率 (a)/総数	27.5	26.1	26.1	23.1	20.2	18.9	19.9	19.0	14.9	
高齢者比率 (b)/総数	4.7	5.3	5.6	6.5	7.9	8.8	10.7	14.0	18.0	

不明3

※H17 は速報値により総数のみ記載しています。

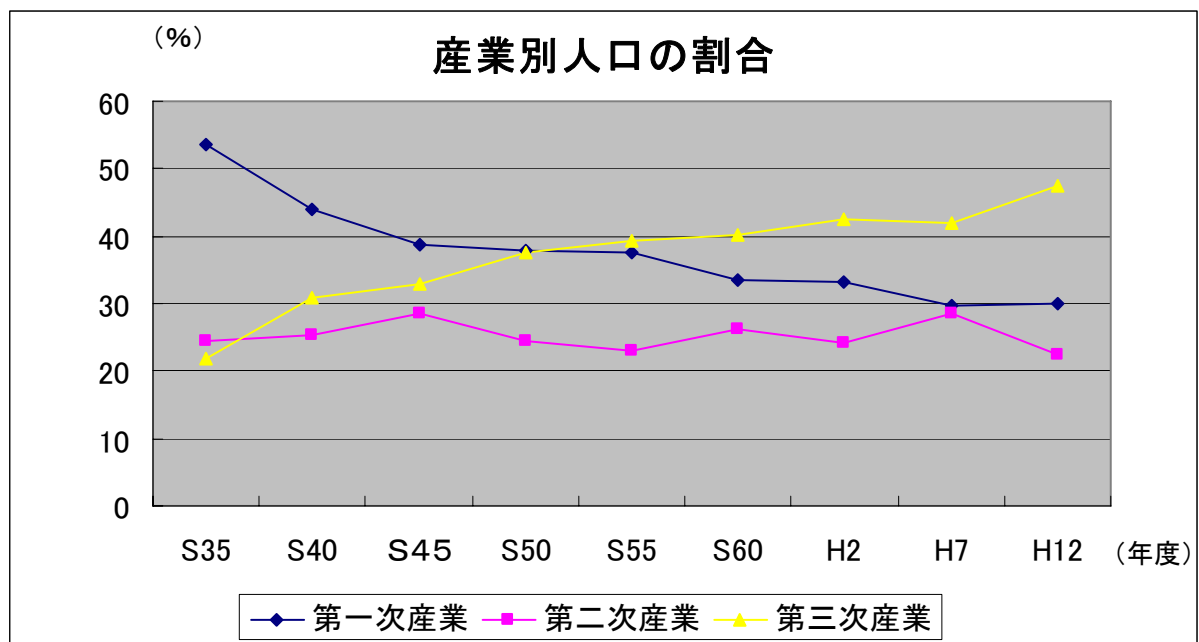


資 料

表 2 産業別人口の動向（国勢調査）

（各年 10 月 1 日現在、単位:人、%）

区 分		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総 数		3,506	3,872	4,280	3,871	3,997	3,967	3,864	3,971	3,474
就 職 人 口 比 率	第一次産業	53.7	43.9	38.6	38.0	37.7	33.5	33.3	29.6	30.1
	第二次産業	24.6	25.2	28.5	24.4	22.9	26.2	24.2	28.4	22.3
	第三次産業	21.7	30.9	32.9	37.5	39.4	40.2	42.6	41.9	47.6
分類不能				0.02	0.1		0.03		0.2	

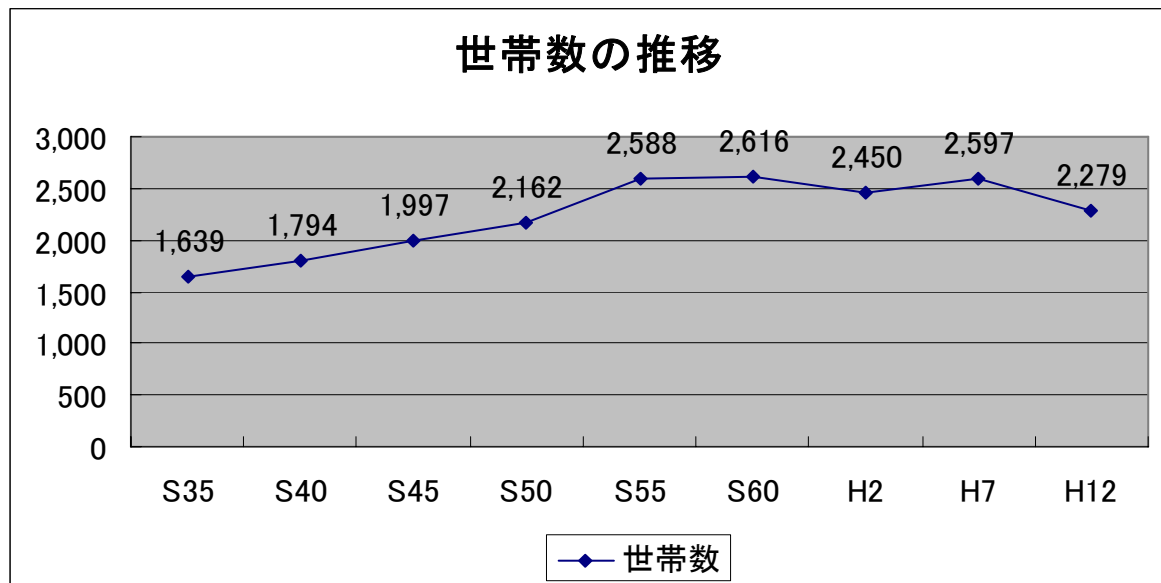


資 料

表 3 世帯数の推移（国勢調査）

（各年 10 月 1 日現在）

区 分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
世帯数 (世帯)	1,639	1,794	1,997	2,162	2,588	2,616	2,450	2,597	2,279
増減率 (%)	—	9.5	11.3	8.2	19.7	1.1	△6.3	6.0	△12.2
1世帯当り 人口(人)	4.71	4.49	4.01	4.00	3.00	2.90	2.98	2.73	2.76



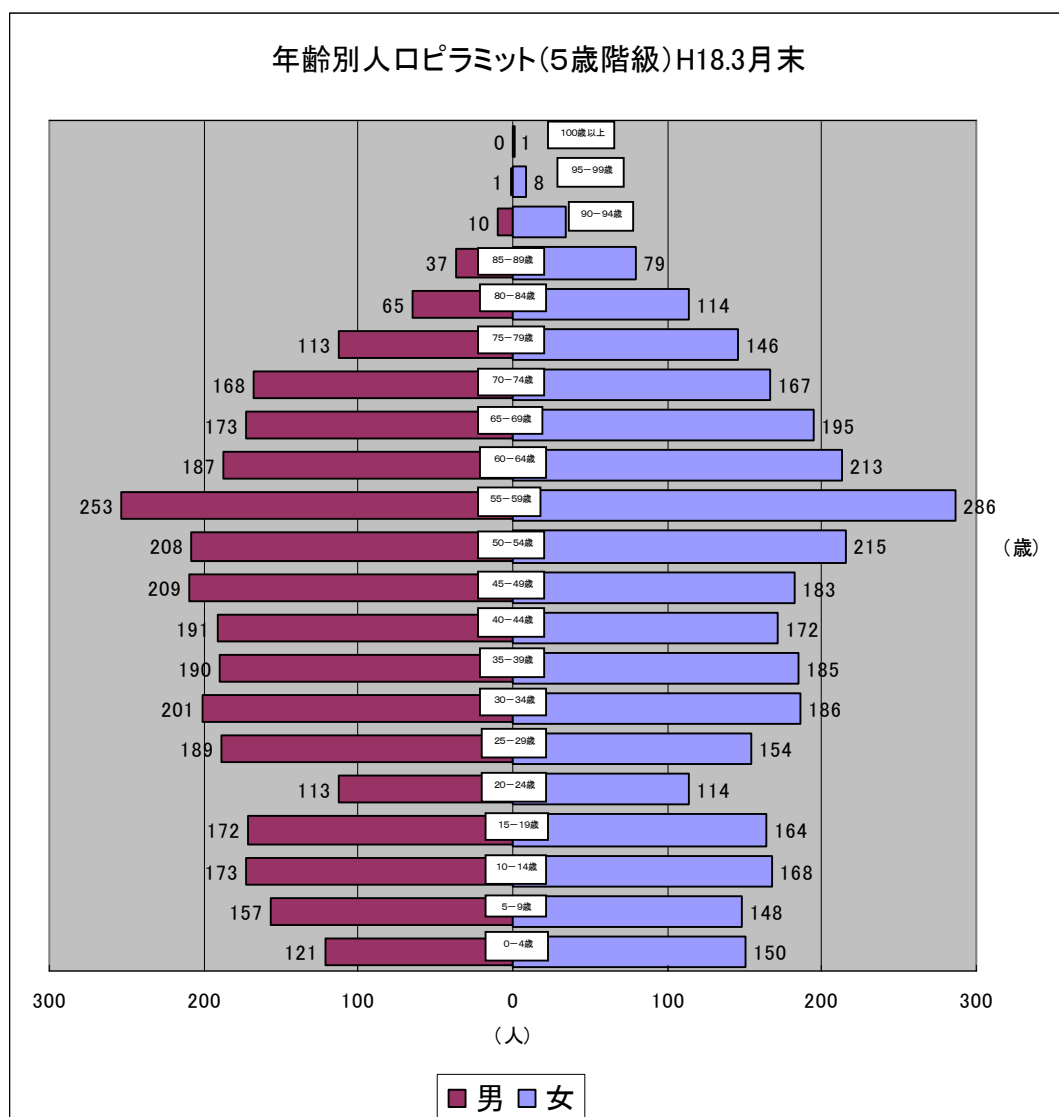
資 料

表 4 人口の推移（住民基本台帳）

（単位：人、％）

区 分	平成 13 年 3 月 31 日		平成 18 年 3 月 31 日		
	人 数	構成比	人 数	構成比	増減率
総 数	6,314	100.0	6,013	100.0	△4.8
男	3,078	48.7	2,931	48.7	△4.8
女	3,236	51.3	3,082	51.3	△4.8
世帯数	2,352	－	2,317	－	△1.5

表 5 人口ピラミッド



資 料

表 6 合計特殊出生率の推移

(単位:人)

	昭和58年～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年
標津町	1.98	1.92	1.67	1.69
根室管内4町平均	2.05	1.92	1.74	1.70
北海道平均	1.62	1.45	1.33	1.24

※ 合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮に年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

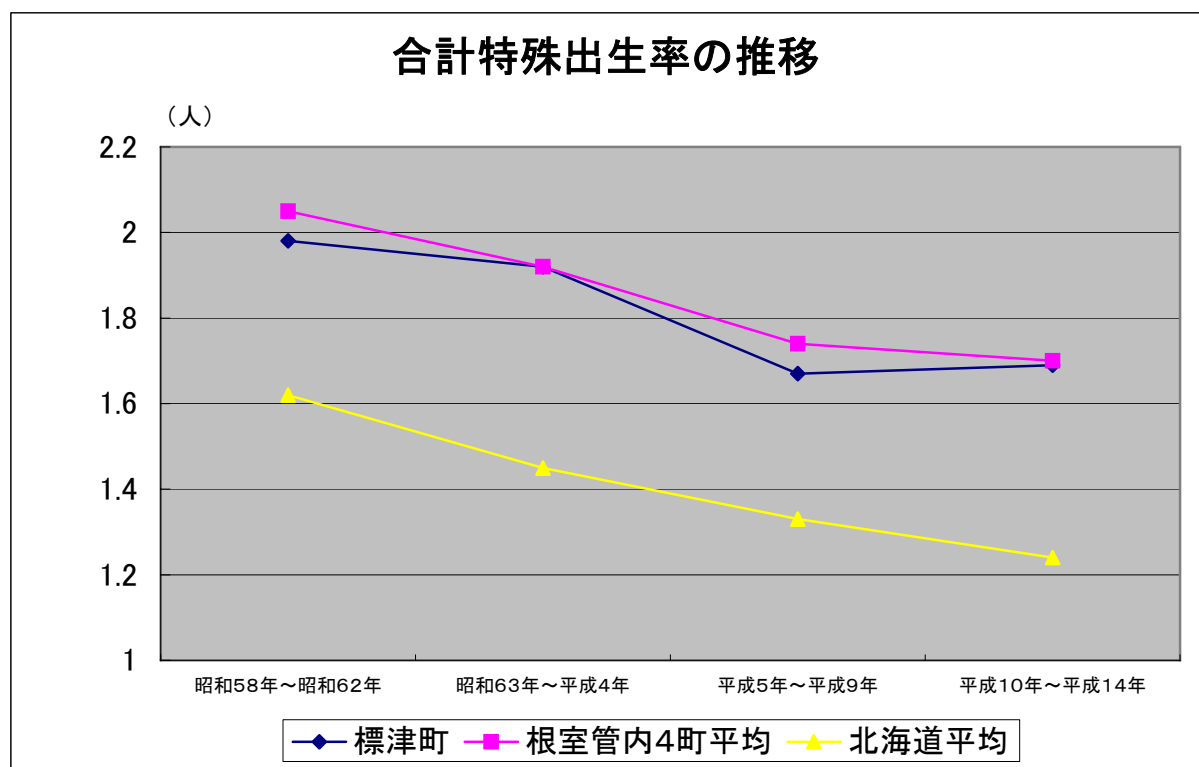


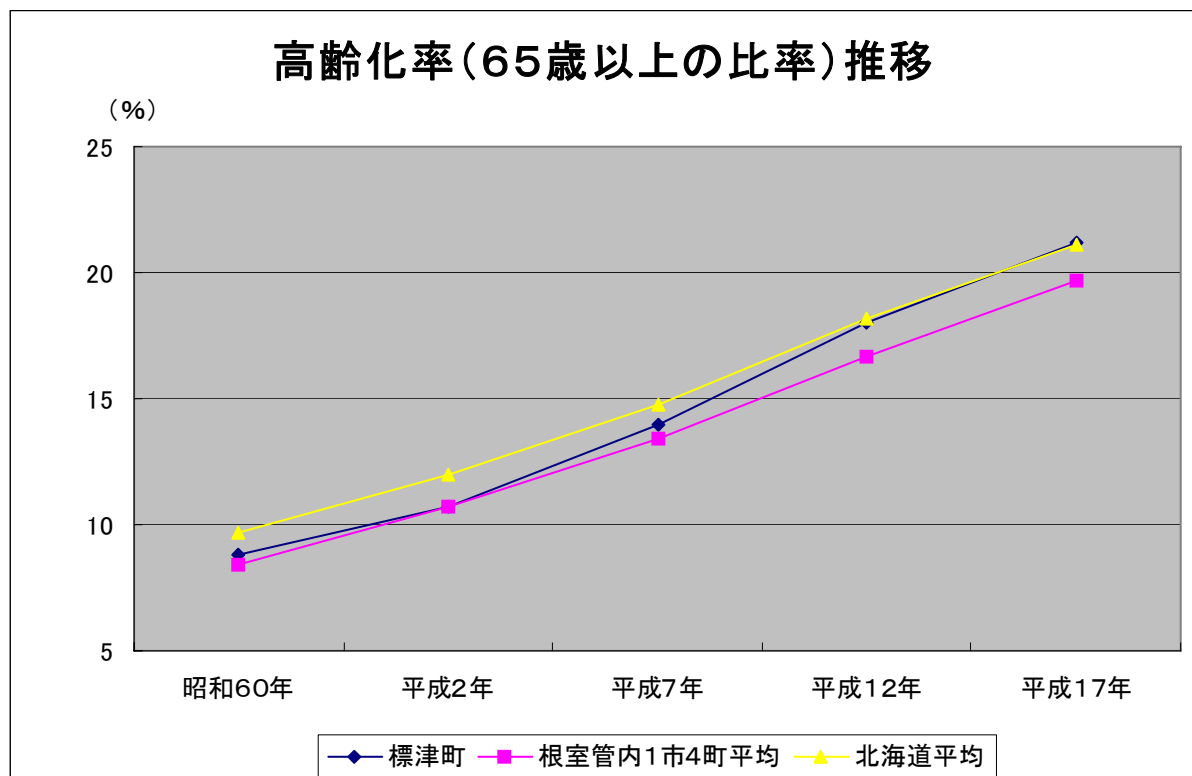
表 7 高齢化率の推移

(各年 10 月 1 日現在、単位：%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
標津町	8.8	10.7	14.0	18.0	21.2
根室管内1市4町平均	8.4	10.7	13.4	16.7	19.7
北海道平均	9.7	12.0	14.8	18.2	21.1

※ 高齢化率とは、65 歳以上の人口を総人口で除して算出した率です。

※ 昭和 60 年から平成 12 年までの数値は、国勢調査によるもので、平成 17 年の数値は、住民基本台帳人口により算出した率です。

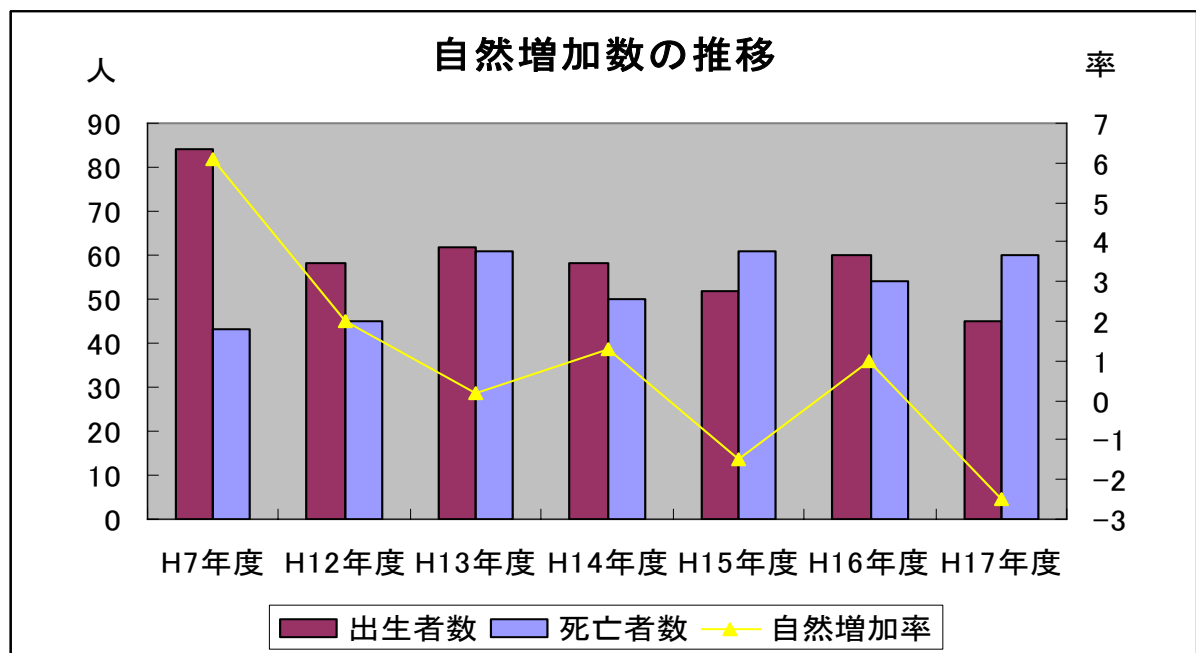


資 料

表 8 自然増加数の推移

(単位: 人、%)

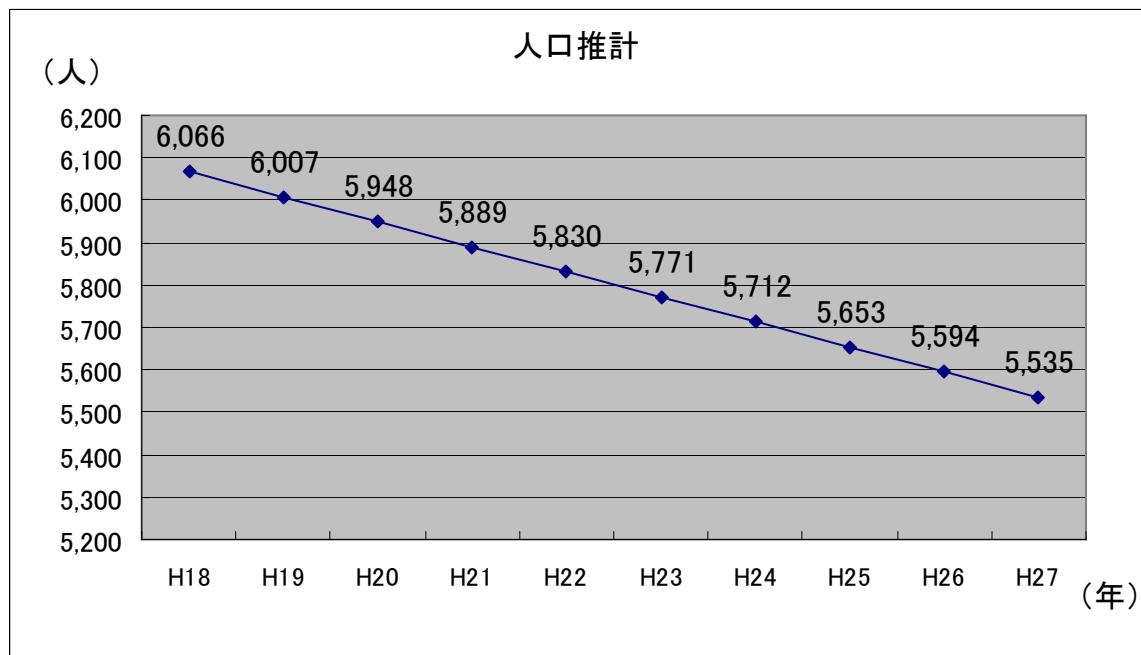
	H7 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
出 生 者 数	84	58	62	58	52	60	45
死 亡 者 数	43	45	61	50	61	54	60
増 減 数	41	13	1	8	▲9	6	▲15
総 人 口	6,722	6,420	6,314	6,267	6,184	6,137	6,013
自然増加率	6.1	2.0	0.2	1.3	▲1.5	1.0	▲2.5



資 料

表 9 人口推計

年	人口
平成 18 年	6,066 人(実数)
平成 19 年	6,007 人
平成 20 年	5,948 人
平成 21 年	5,889 人
平成 22 年	5,830 人
平成 23 年	5,771 人
平成 24 年	5,712 人
平成 25 年	5,653 人
平成 26 年	5,594 人
平成 27 年	5,535 人



※ 本推計は、平成4年から平成18年の15年間、基準日5月1日による人口を基に、最小二乗法により算出したものです。

(注) 最小二乗法の推計は、過去の人口を基にしてそのデータが近似的に適合する値を求め、将来に当てはめ推計値を求めたものです。したがって、推計値は近似値となるため直線的になります。

表 10 財政力の推移と試算

1 財政力指数の推移(単年度)

年度	標津町	根室管内 単純平均	類似団体 単純平均
13	0.196	0.257	0.201
14	0.208	0.272	0.214
15	0.209	0.274	0.219
16	0.229	0.296	0.235
17	0.227	0.294	0.240

①

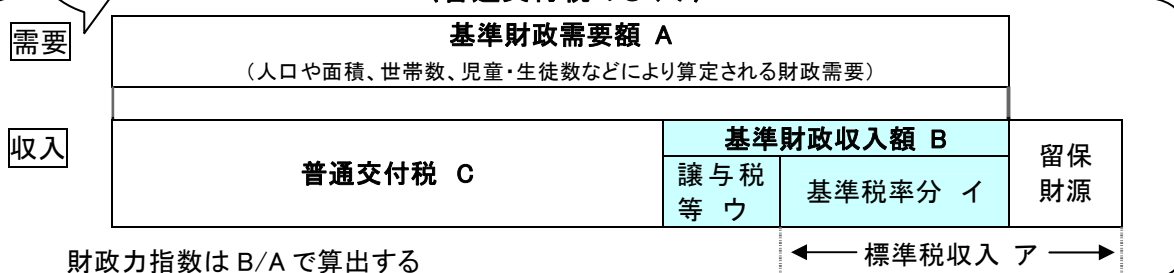
②

2 財政力指数置換えによる歳入影響額の試算

- 平成 17 年度普通交付税の算定状況を基礎として試算した場合

区 分	平 17 算定額等 (基準)	ケース① 〔 財政力 〕 〔 0. 294 〕	ケース② 〔 財政力 〕 〔 0. 240 〕	〈参考〉 財政力指数 0. 001増加
基準財政需要額 A	3,246,899	→	→	→
基準財政収入額 B(イ+ウ)	736,036	954,588	779,256	740,293
標準税収入 ア	(602,213)	(893,616)	(659,840)	(607,889)
ア×75%=イ	451,660	670,212	494,880	455,917
譲与税等 ウ	284,376	→	→	→
普通交付税 C=A-B	2,510,863	2,292,311	2,467,643	2,506,606
交付税影響額 D(Cの比較)		▲218,552	▲43,220	▲4,257
税収影響額 E(アの比較)		291,403	57,627	5,676
		(税収 48%増)	(税収 10%増)	(税収 0.9%増)
歳入影響額 D+E(留保財源)		72,851	14,407	1,419

〈普通交付税のしくみ〉



〈標準税収入等の解説〉

標準税収入(町民税、固定資産税など)	
基準税率分=75%	留保財源=25%
実収入額(徴収率 95%)	未収
実収入額(徴収率 80%)	未収

標準税収入=町税調定額(課税額)としたもの

〈留保財源〉

地方団体の自主性、独立性が保障されている部分。
左記のとおり徴収率の高低により留保財源は大きく増減することになります。

徴収率▲1%=
留保財源▲1/25(4%)

地方交付税…地方公共団体間の財源不均衡調整などのため国税の一定割合が地方に交付されるもの

種類: 普通交付税=地方交付税総額の 94%…財源不足団体に交付

特別交付税=地方交付税総額の 6%…普通交付税で捕捉されない財政需要に交付

表 11 農家戸数と農用地面積

(各年 4 月 1 日現在)

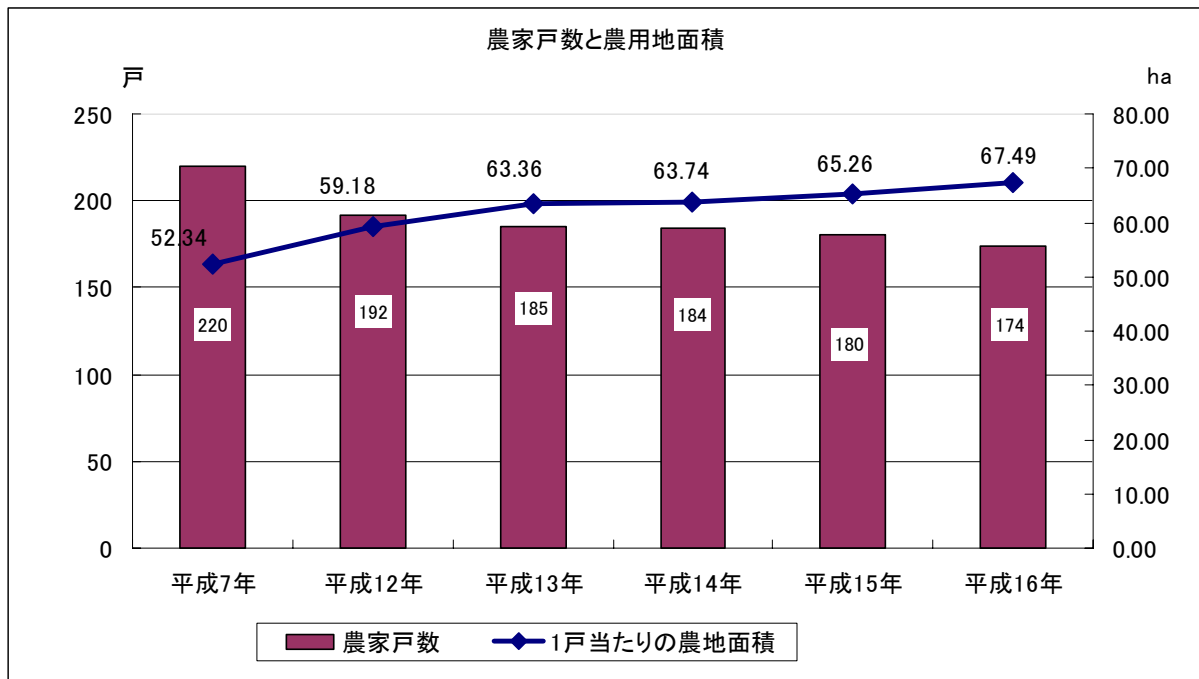


表 12 乳牛農家と乳牛頭数

(各年 4 月 1 日現在)

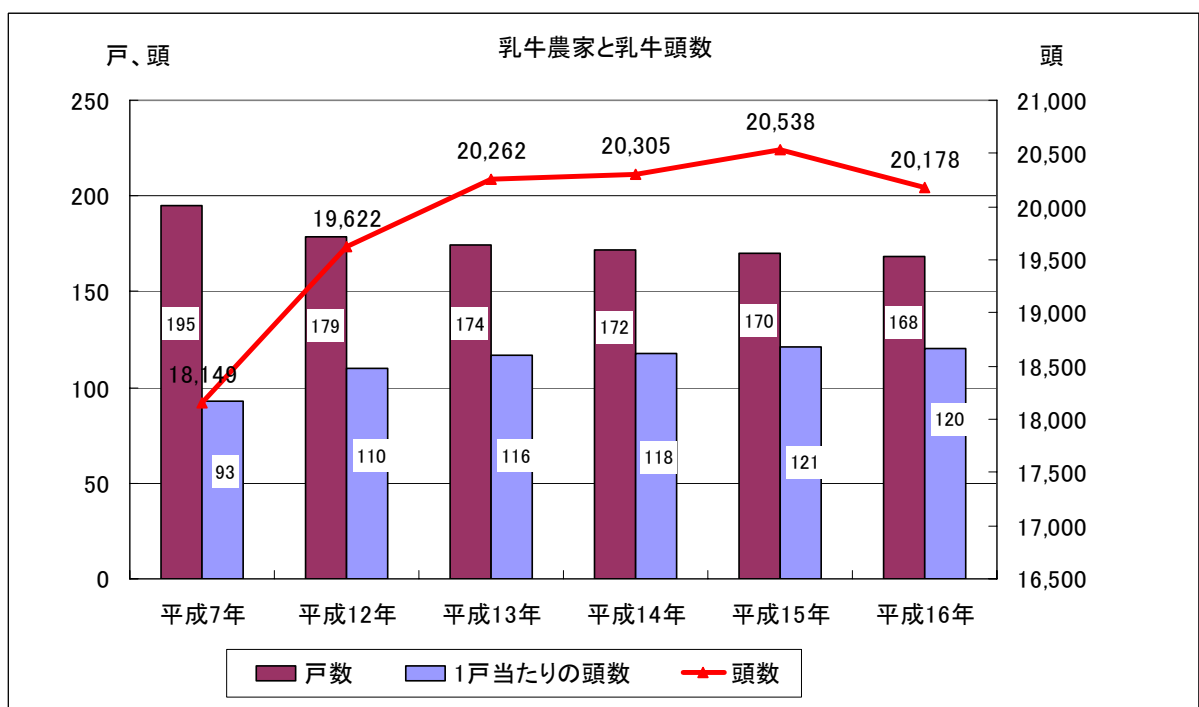


表 13 酪農生産高の推移

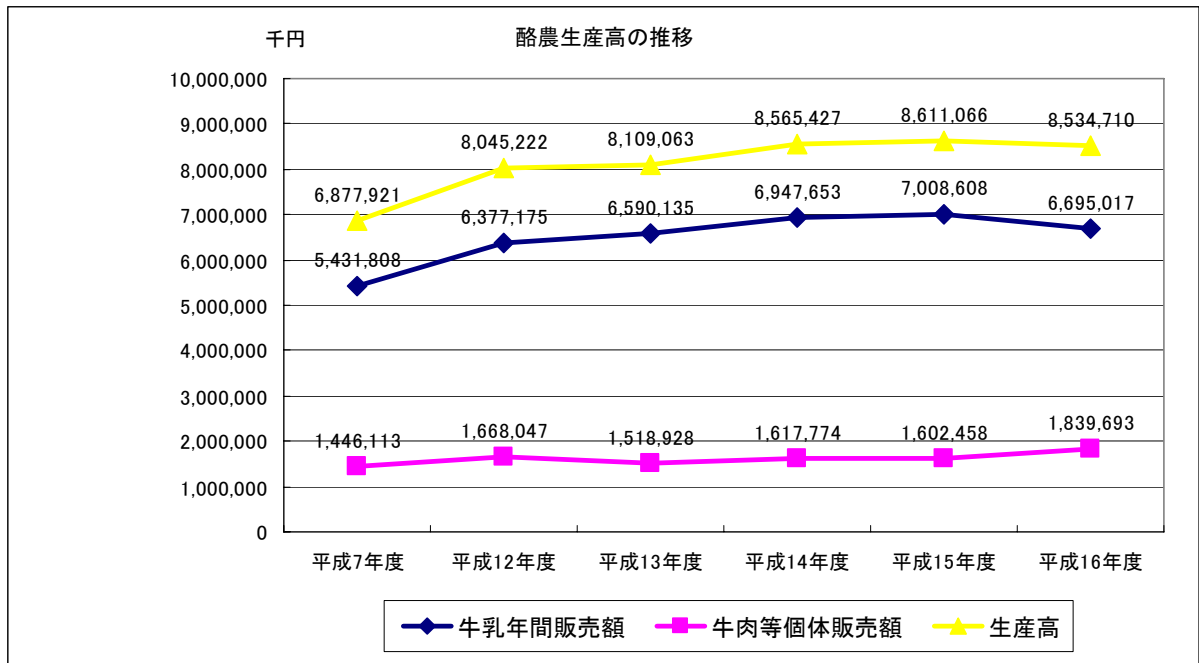


表 14 漁業生産高の推移

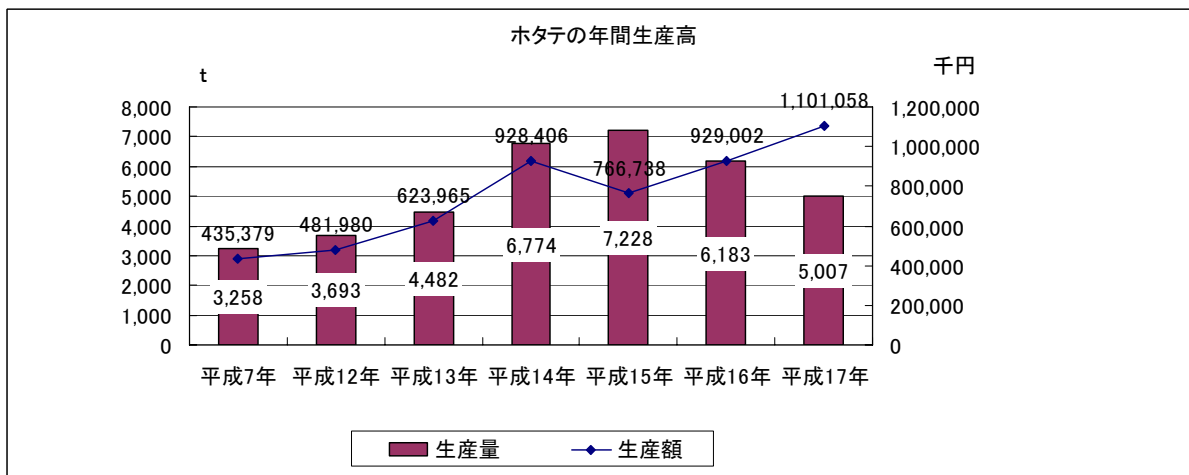
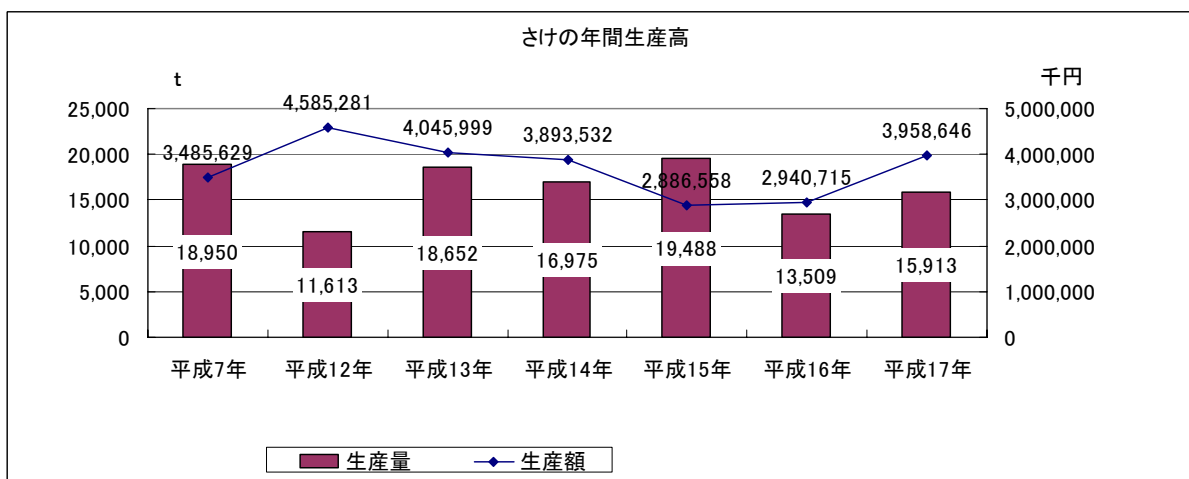
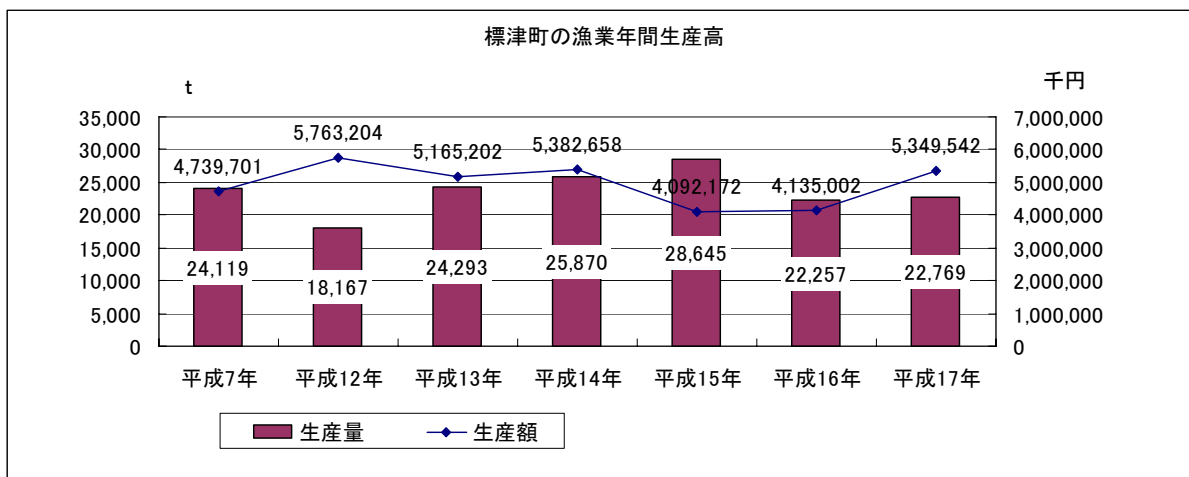


表 15 森林面積の推移

(各年 4 月 1 日現在)

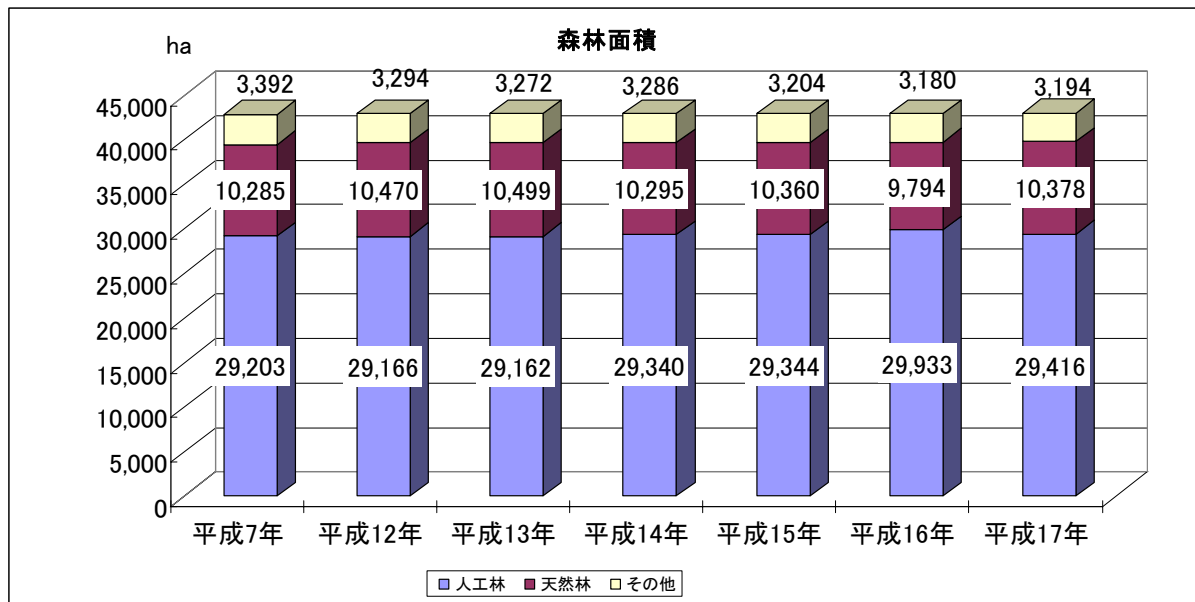
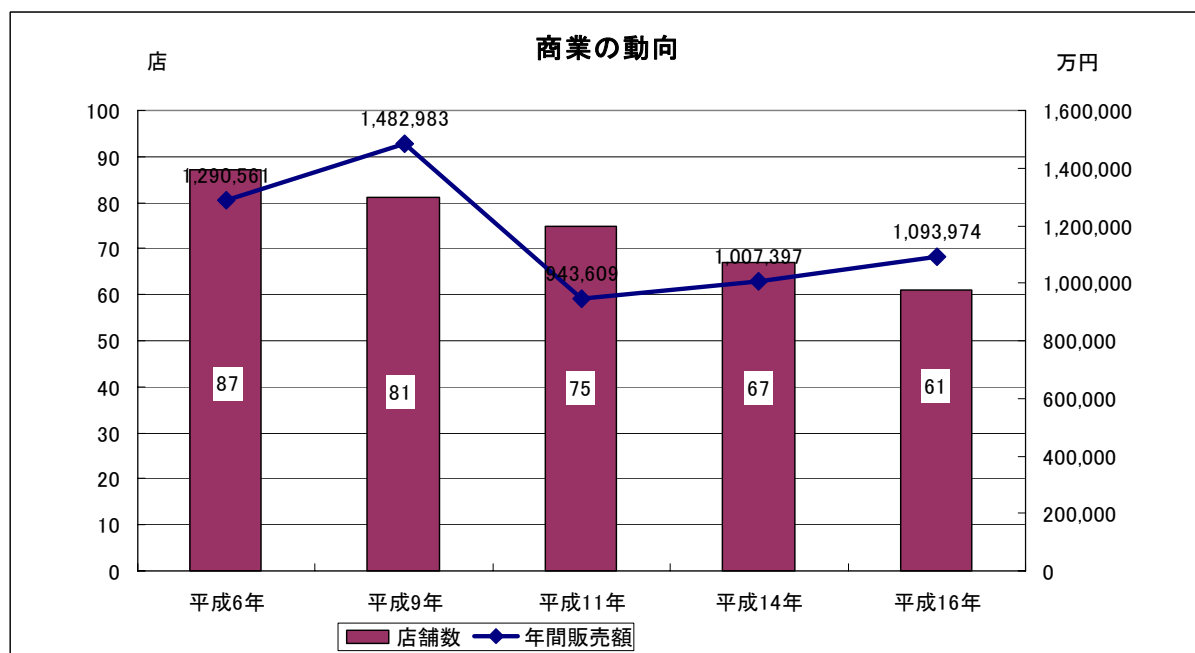


表 16 商業の動向

(各年 6 月 1 日現在)



資 料

表 17 観光客の入込み数

区 分	道外	道内	計	日帰り客	宿泊客
平成 7 年度	407.1	180.6	407.1	517.7	70.0
平成 12 年度	294.5	147.1	441.6	435.3	6.3
平成 13 年度	335.7	174.5	510.2	501.4	8.8
平成 14 年度	378.2	212.8	591.0	584.1	6.9
平成 15 年度	318.1	234.7	552.8	545.5	7.3
平成 16 年度	307.6	234.8	542.4	534.5	7.9
平成 17 年度	292.7	228.4	521.1	513.4	8.1

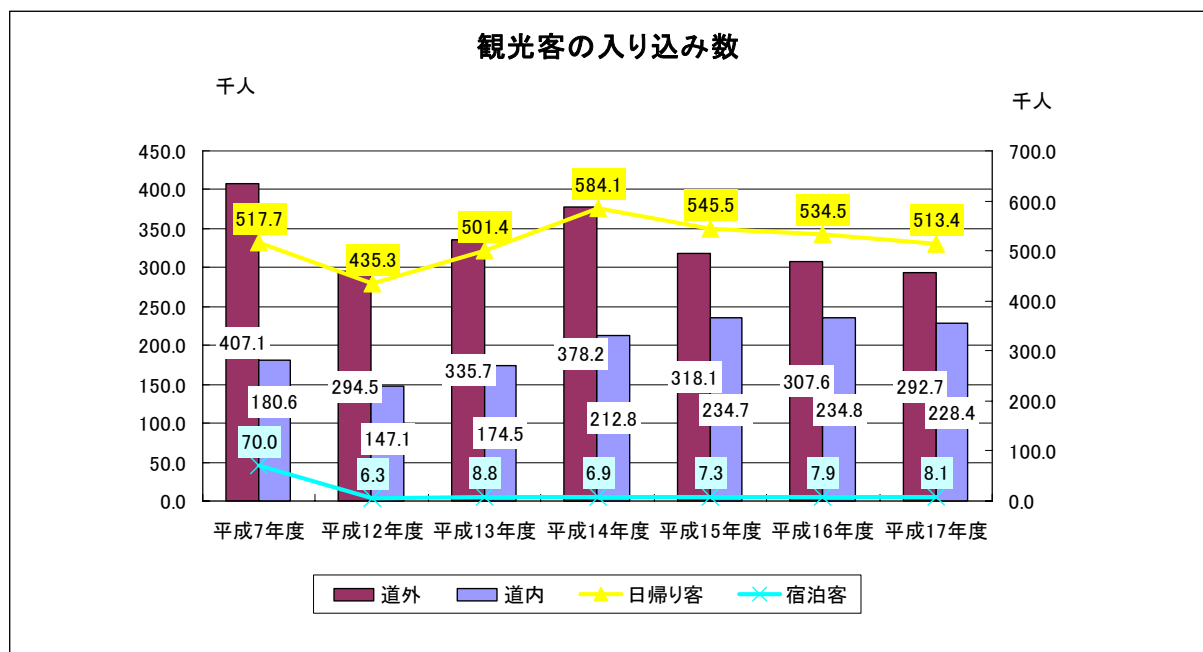
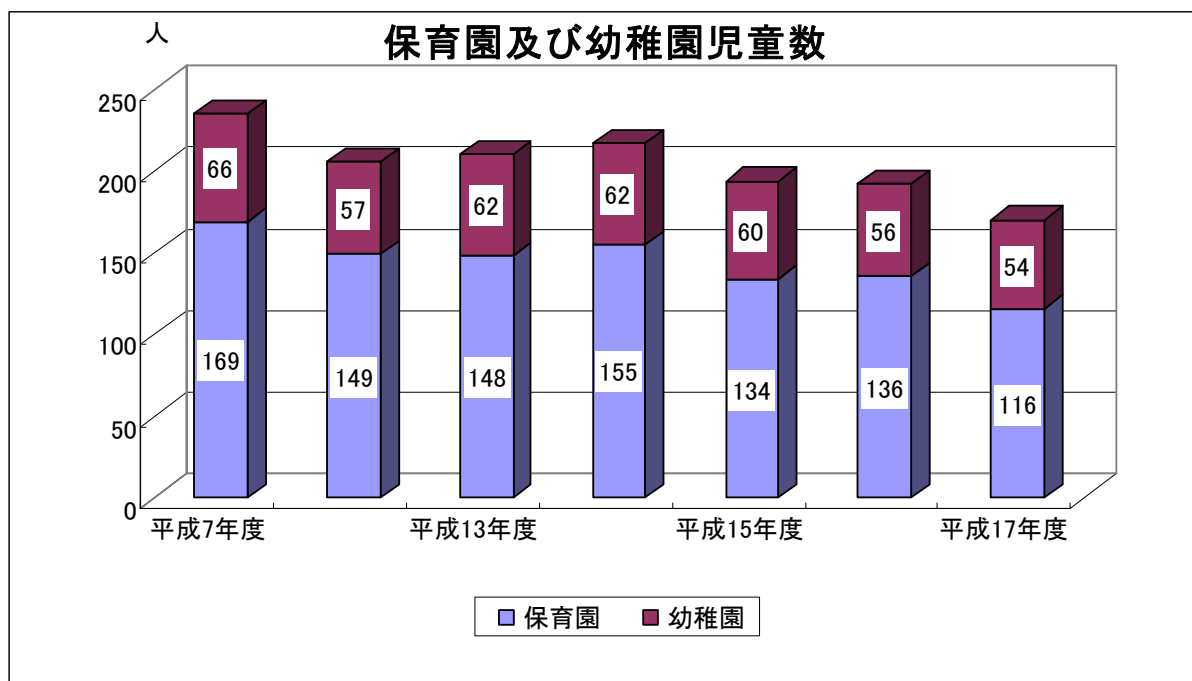


表 18 保育園及び幼稚園園児数

(単位:人)

区分	保育園	幼稚園
平成 7 年度	169	66
平成 12 年度	149	57
平成 13 年度	148	62
平成 14 年度	155	62
平成 15 年度	134	60
平成 16 年度	136	56
平成 17 年度	116	54



資 料

表 19 建築工事の状況

1 建築工事届出件数

(単位:件)

	専用住宅	併用住宅	倉庫・車庫	事 務 所	店 舗	そ の 他	計
平成 7 年度	35	2	2	0	0	11	50
平成 12 年度	23	2	3	0	0	8	36
平成 13 年度	29	0	4	0	0	5	38
平成 14 年度	28	1	2	1	0	10	42
平成 15 年度	18	0	0	0	0	10	28
平成 16 年度	24	1	1	0	0	9	35
平成 17 年度	15	1	8	1	0	7	32

2 建築工事受注状況

(単位:件、%)

	総 数						町内業者 受 注 率
		町 内	中標津町	別 海 町	釧 路 市	そ の 他	
平成 7 年度	50	28	12	3	0	4	56.0
平成 12 年度	36	24	8	0	0	4	66.7
平成 13 年度	38	19	9	2	6	2	50.0
平成 14 年度	42	23	4	1	7	7	54.8
平成 15 年度	28	12	5	0	3	8	42.9
平成 16 年度	35	16	8	3	4	4	45.7
平成 17 年度	32	19	4	2	5	2	59.4

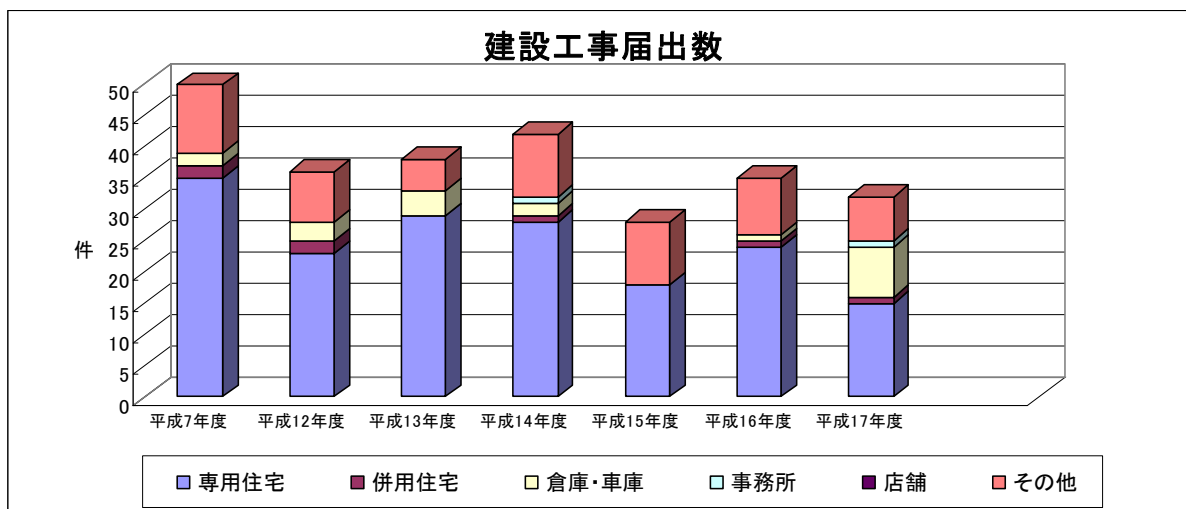
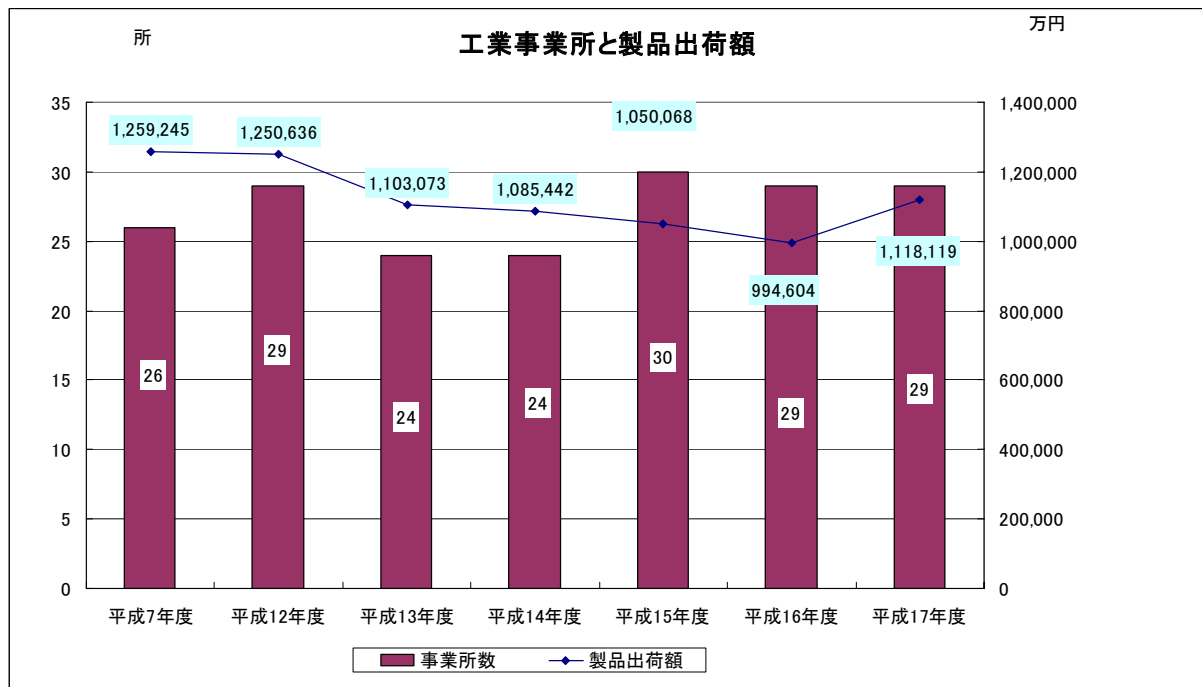


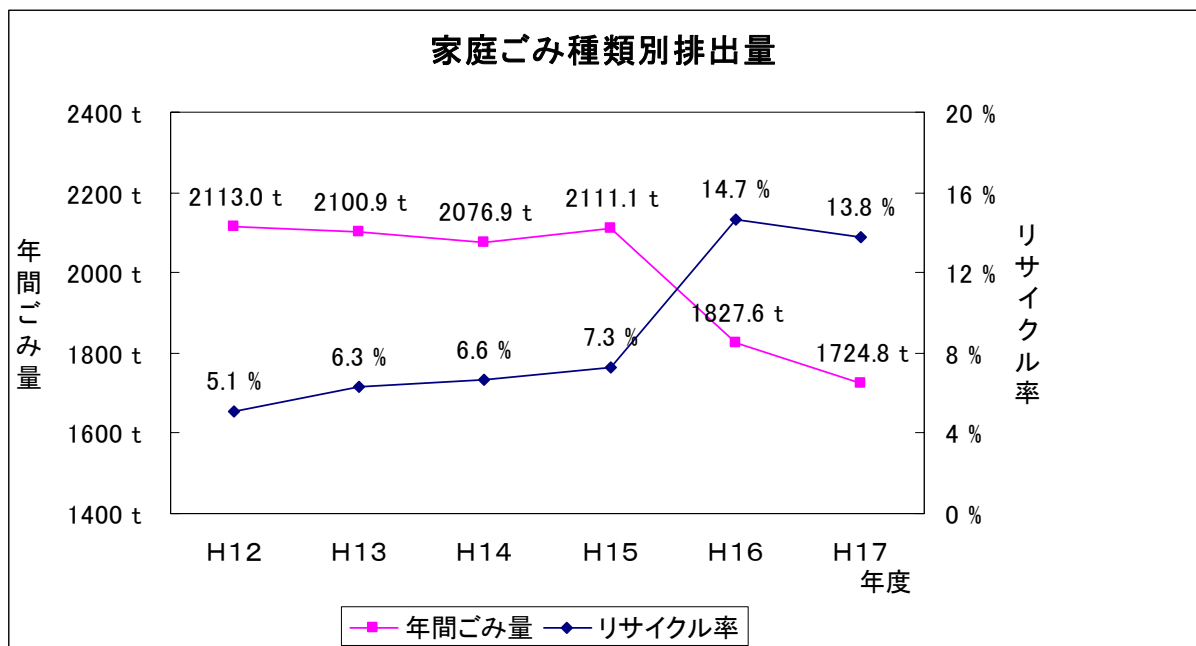
表 20 工業事業所と製品出荷額



資 料

表 21 家庭ごみ種類別排出量の推移

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
可燃ごみ	1378.9 t	1309.7 t	1305.7 t	1310.9 t	1155.9 t	1210.1 t
不燃ごみ	572.4 t	615.5 t	607.0 t	627.4 t	403.5 t	276.8 t
粗大ごみ	54.0 t	43.4 t	26.4 t	18.6 t		
資源ごみ	107.7 t	132.3 t	137.8 t	154.3 t	268.2 t	237.9 t
年間ごみ量	2113.0 t	2100.9 t	2076.9 t	2111.1 t	1827.6 t	1724.8 t
リサイクル率	5.1 %	6.3 %	6.6 %	7.3 %	14.7 %	13.8 %



資 料

表 22 全国、全道の合併の状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

（単位：市町村）

区 分	平成 11 年 3 月 31 日現在 (A)	平成 18 年 3 月 31 日現在 (B)	減少率 (B/A)
全 国	3,232	1,821	43.7%
全 道	212	180	15.1%

道内小規模自治体（人口 1 万人未満）

（単位：市町村）

区 分	平成 11 年 3 月 31 日現在 (A)	平成 18 年 3 月 31 日現在 (B)	減少率 (B/A)
全 国	1,537	504	67.2%
全 道	144	114	20.8%

※ 平成 11 年 3 月 31 日現在の市町村数は、平成 7 年国勢調査人口によります。

※ 平成 18 年 3 月 31 日現在の市町村数は、平成 17 年国勢調査人口（要計表）によります。

資 料

表 23 公の施設一覧

施 設 名	実質業務担当課	現在の実質管理(町以外)
古多糠寿の家	福祉課	老人クラブ
北標津寿の家	福祉課	老人クラブ
茶志骨すずらん憩の家	福祉課	老人クラブ
薫別地区憩の家まんさく	福祉課	老人クラブ
標津町清掃センター	住民課	和光
しべつ黒牛牧場	農林課	黒牛組合
古多糠望洋台牧場	農林課	農協
薫別採草地	農林課	
標津川沿草地	農林課	
標津大型共同作業場	水産課	ウタリ生産組合
標津町基幹集落センター	総務課	
金山スキー場	商工観光課	篠田興業
茶志骨生活改善センター	住民課	町内会
古多糠生活改善センター	住民課	町内会
茶志骨コミュニティセンター	総合体育館	町内会
標津生活館	福祉課	町内会
茶志骨生活館	住民課	町内会
忠類生活館	住民課	町内会
標津町林業センター	住民課	町内会
西北標津集落センター	住民課	町内会
西川北農作業管理休養施設	住民課	町内会
薫別集落センター	住民課	町内会
東川北集落センター	住民課	町内会
南川北コミュニティ会館	住民課	町内会
東茶志骨コミュニティ会館	住民課	町内会
北川北集落センター	住民課	町内会
茶志骨パイロット会館	住民課	町内会
南古多糠会館	住民課	町内会
川北地域交流センター	住民課	町内会
古多糠コミュニティセンター	住民課	町内会

資 料

表 23 公の施設一覧

施 設 名	実質業務担当課	現在の実質管理(町以外)
伊茶仁会館	住民課	町内会
川北地域活性化センター	福祉課	老人クラブ
せせらぎの宿	商工観光課	篠田興業
川北地区運動広場	総合体育館	
茶志骨農村広場	総合体育館	町内会
川北地域交流広場	総合体育館	
古多糠地区交流広場	総合体育館	
標津町下水道管理センター	上下水道課	環境サービス
川北下水処理場	上下水道課	環境サービス
標津サーモン科学館(広場等を含む。)	サーモン科学館	
標津双葉保育園	保育園	
川北つくし保育園	保育園	
茶志骨みどり保育園	保育園	
古多糠こばと保育園	保育園	
標津町母子通園センター	保育園	
標津町学校給食センター	教育委員会	
ポー川史跡自然公園	ポー川公園	
標津町総合体育館	総合体育館	
標津町営屋内温水プール	総合体育館	
標津町営球場(鳩ヶ丘球場)	総合体育館	
標津町営テニスコート	総合体育館	
標津町営スケートリンク	総合体育館	
標津町営古多糠運動場	総合体育館	
標津町鳩ヶ丘体育館	総合体育館	
上古多糠体育館	総合体育館	
川北地区コミュニティセンター	川北学習センター	
標津町農村環境改善センター	あすばる	
標津町農林漁業者等健康増進施設	川北学習センター	
標津町望ヶ丘森林公園	建設課	
川北農村公園	建設課	

資 料

表 23 公の施設一覧

施 設 名	実質業務担当課	現在の実質管理(町以外)
標津川桜つつみ公園	建設課	
標津町鳩ヶ丘農村公園	総合体育館	
標津町生涯学習センター	あすばる	
川北生涯学習センター	川北学習センター	
標津町図書館	図書館	
標津町保健福祉センター	ひまわり	
標津町地域包括支援センター	ひまわり	
標津町ふるさと館	あすばる	
標津町キラリ児童館	図書館	
標津町川北児童館	川北学習センター	
標津小学校	教育委員会	
川北小学校	教育委員会	
忠類小学校	教育委員会	
薫別小中学校	教育委員会	
古多糠小中学校	教育委員会	
標津中学校	教育委員会	
川北中学校	教育委員会	
標津幼稚園	教育委員会	
川北幼稚園	教育委員会	
標津町国民健康保険標津病院	病院	
標津地区簡易水道	上下水道課	
川北地区簡易水道	上下水道課	
薫別地区簡易水道	上下水道課	
農業用水道(簡水と重複)	上下水道課	
標津町公営住宅	建設課	
標津町ふれあい住宅	建設課	
町内普通河川(崎無異川等主要6河川外 小規模河川)	建設課	
ふれあい加工体験センター	水産課	
しべつ・海の公園	水産課	

標津町ふるさと新生プラン

平成18年7月

発行/ 北海道標津町

北海道標津郡標津町北2条西1丁目1-3

電話 (0153)82-2131 FAX(0153)82-3011

URL <http://www.shibetsutown.jp>

編集/ 標津町役場企画政策課

Mail kikaku@shibetsutown.jp